

塩谷町子ども・子育て支援事業計画（案）
（平成27年度～平成31年度）

元気に育て塩谷っ子
子育ての輪を広げよう

平成27年3月
塩 谷 町

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の策定体制	3
第5節	計画の対象	4
第6節	計画策定の周知	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

第1節	塩谷町の概況	5
第2節	人口・世帯数の推移	6
第3節	子育て支援の状況	17
第4節	母子の保健・医療・福祉の状況	22
第5節	アンケート調査からみる現状と課題	25

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	35
第2節	基本的視点	36
第3節	基本目標	38
第4節	施策体系	39
第5節	子ども・子育て支援新制度の概要	41

第4章 事業量の見込みと確保の方策

第1節	教育・保育の量の見込みと確保方策	45
第2節	地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	48

第5章 塩谷っ子・子育て支援施策の展開

第1節	次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備	63
第2節	母子保健施策の整備	71
第3節	安心して子育てできる生活環境の整備	75
第4節	要保護児童・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進	80
第5節	地域で支える子育ての支援	83

第6章 計画の推進体制

第1節 推進体制の充実.....	89
第2節 教育・保育の一体的提供と体制の確保.....	90
資料編	91

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、平成元年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）が統計史上最低の1.57となり、その後も少子化は進行しています。平成25年の人口動態統計月報年計（概数）によると、合計特殊出生率は1.43で、平成24年の1.41より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準（2.07）を大きく下回っています。

少子化の背景には、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用者の増加、子育てに対する精神的・肉体的負担感、教育費、医療費等の経済的負担感、さらには結婚観、家庭観等の個人の価値観の変化があり、これらが複雑に絡み合い、個々の環境によってその背景が異なることが、少子化の流れを変えることを難しくしていると考えられます。

また、こうした急速な少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、経済面では労働力人口の減少や社会保障負担の増加による経済成長や生活水準の低下といった影響が、また、社会面では家族の変容や子どもへの影響、さらには地域社会の変容という影響があると懸念されています。

本町では、平成17年度から、「塩谷町次世代育成支援対策地域行動計画～元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう～」を策定し、家庭における子育てを基本にしながら、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づいて、「次代を担う子どもが健やかに成長する環境づくり」、「すべての子育て家庭が安心して生み育てることができる環境づくり」、「地域の社会資源を活かした、子育てにやさしい環境づくり」の3つを基本理念として、計画を推進してきました。

しかしながら、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。また、待機児童は生じていないものの、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等も問題となっています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始めました。

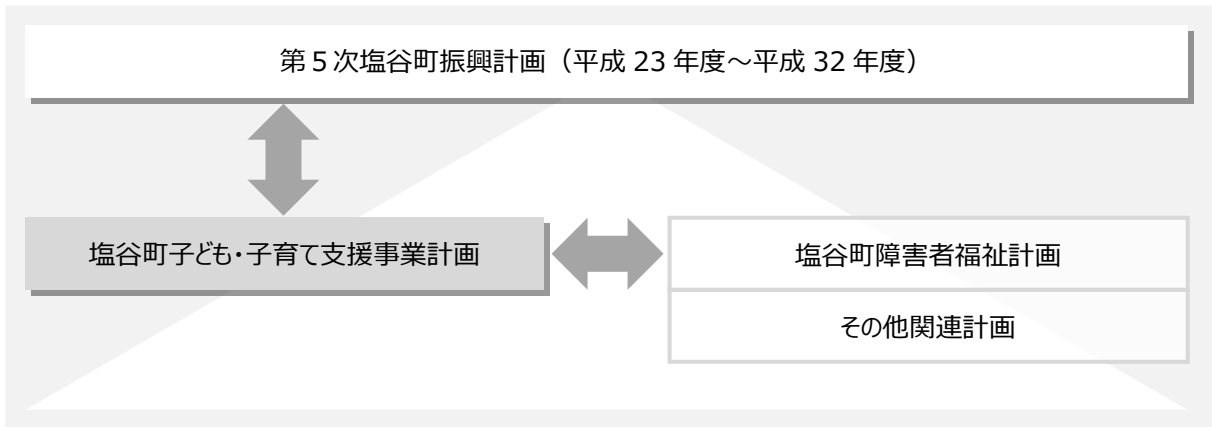
平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することをめざしています。

本町においては、「塩谷町次世代育成支援対策地域行動計画」の評価と課題の把握、「子育てに関するアンケート調査」（平成25年12月）による保護者の現状や意向等を踏まえ、「塩谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

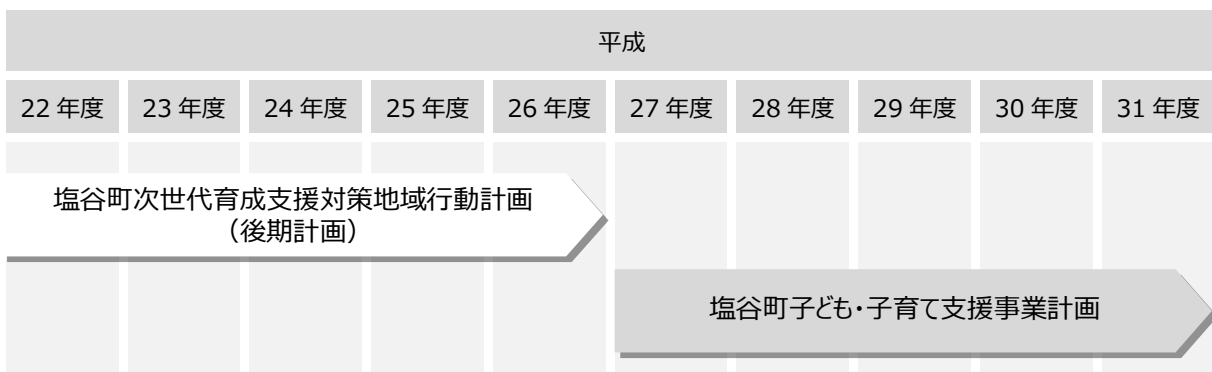
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国の「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「第5次塩谷町振興計画」や関連する分野別計画との整合、連携を図ります。また、次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、本町では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。



第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から5年を1期として作成することとされているため、本計画は平成27年度を初年度とし、平成31年度を最終年度とします。



第4節 計画の策定体制

(1) 塩谷町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に規定する塩谷町子ども・子育て会議において、町の実情と課題を把握し、課題解決に向けた「塩谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

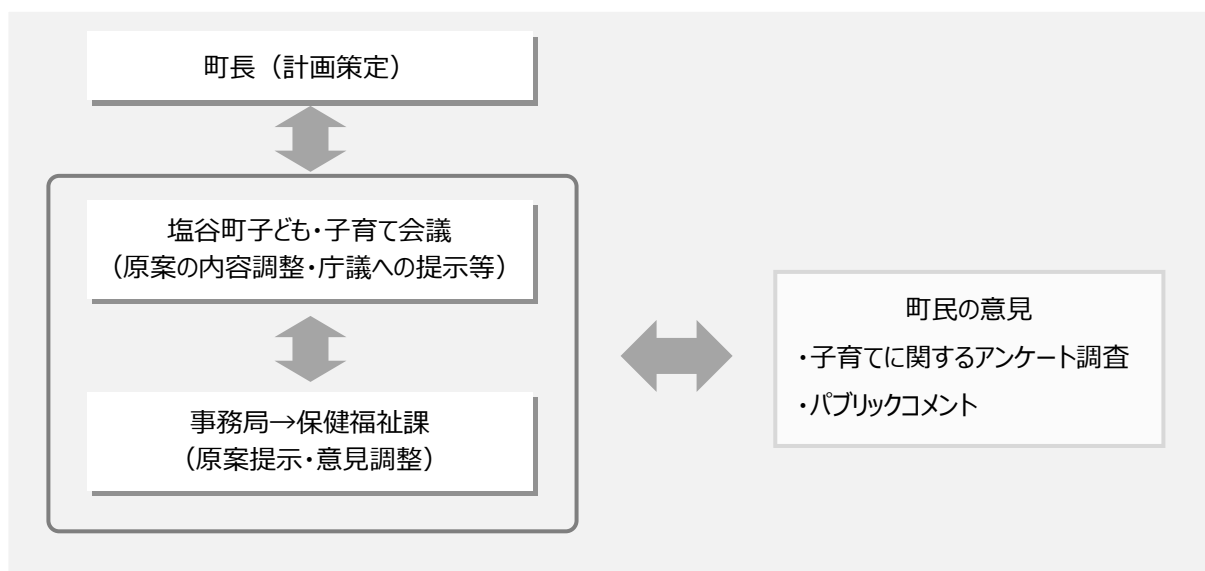
(2) 子育てに関するアンケート調査

「塩谷町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、住民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するために、塩谷町内での0歳～5歳児の全数475名の保護者を対象に、平成25年12月にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

広報等でパブリックコメントの実施について周知し、「塩谷町子ども・子育て会議」で協議された計画案を、平成27年 月 日から平成27年 月 日まで、町のホームページ等で公表し、住民の方々から意見を募集しました。

■計画の策定体制図



第5節 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその保護者とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

第6節 計画策定の周知

本計画について、広報やホームページ等の媒体に掲載し、町民への周知を図ります。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

第1節 塩谷町の概況

町は、栃木県の北部よりになる高原連山の西南に位置し、北西部は日光市、東部は矢板市、南西部は宇都宮市に接しています。町は東西 18km、南北 21km の三角の形に広がり、総面積は 176.95km²におよび、町内最高地点の釈迦ヶ岳の 1,794.9m から 181m の肘内地区までの標高差は 1,600m あります。

首都から約 130km の立地環境で展開される産業は、町の総面積の 60%を林野が占める町は、長い間農林畜産を主産業として栄えてきましたが、塩谷工業団地への企業誘致が順調に進み、現在では、「農工両面の町」として発展を続けています。

また、日光北街道（国道 461 号）等の幹線道路が走る交通の要所として栄えた地域で、昭和 32 年の 3 村合併によって塩谷村となり、昭和 40 年に町制が施行され、平成 27 年に塩谷町は、町制 50 周年を迎えました。この 50 年間に多角的な町づくりが進められ、教育施設の充実や町民の生活を守るための整備が、着々と実現されました。

“みどりと太陽と詩情あふれる豊かなまち”を町民憲章として、緑と清流に囲まれた豊かな自然との調和を図りつつ、町民が安心して暮らせる町づくりを進めています。



第2節 人口・世帯数の推移

1 少子化の現状

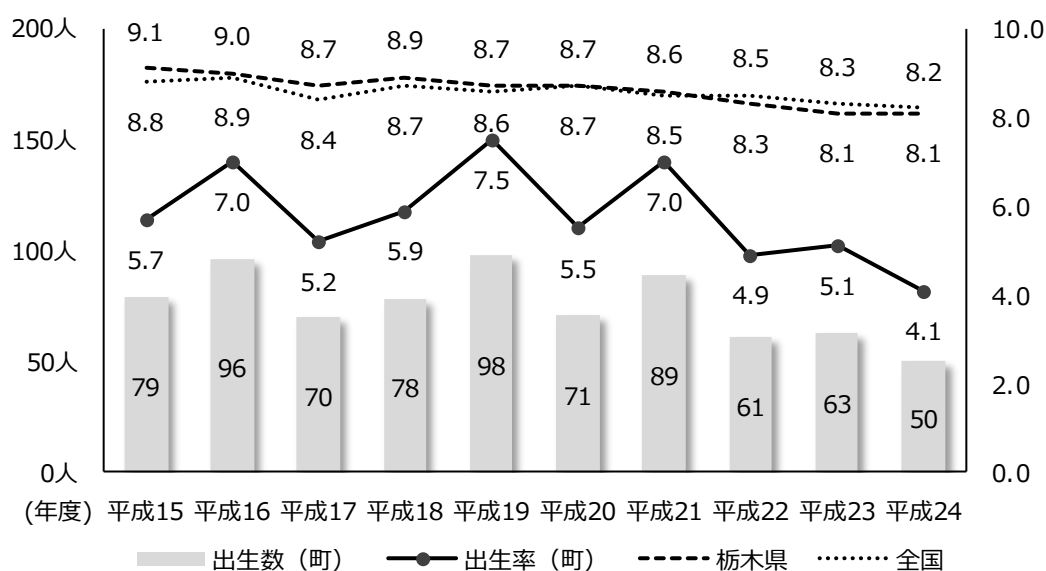
(1) 出生数・出生率

本町の出生数の推移をみると、平成24年は50人となっており、過去10年間で最も少なくなっています。

出生率の推移についても、平成24年は4.1となっており、過去10年で最も低くなっています。

なお、全国や栃木県と比較すると、本町はそのおよそ半分の割合になっています。

■ 出生数・出生率の推移（人口千人あたり）



資料：栃木県保健統計年報

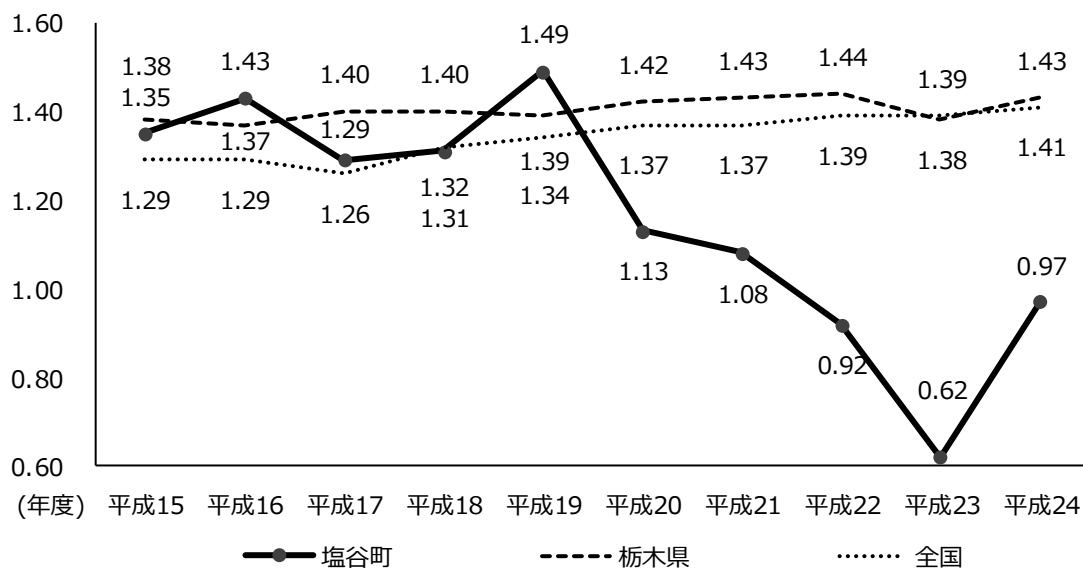
(2)合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、全国と栃木県は同じような曲線を描きながら増減を繰り返しています。

一方、町の合計特殊出生率は、平成19年に1.49となり全国と栃木県を大きく上回りましたが、平成20年で0.36減の1.13となった後は年々低下し、平成23年には0.62となっています。

平成24年では増加し、0.97となりましたが、全国や栃木県とは大きく差がある状況です。

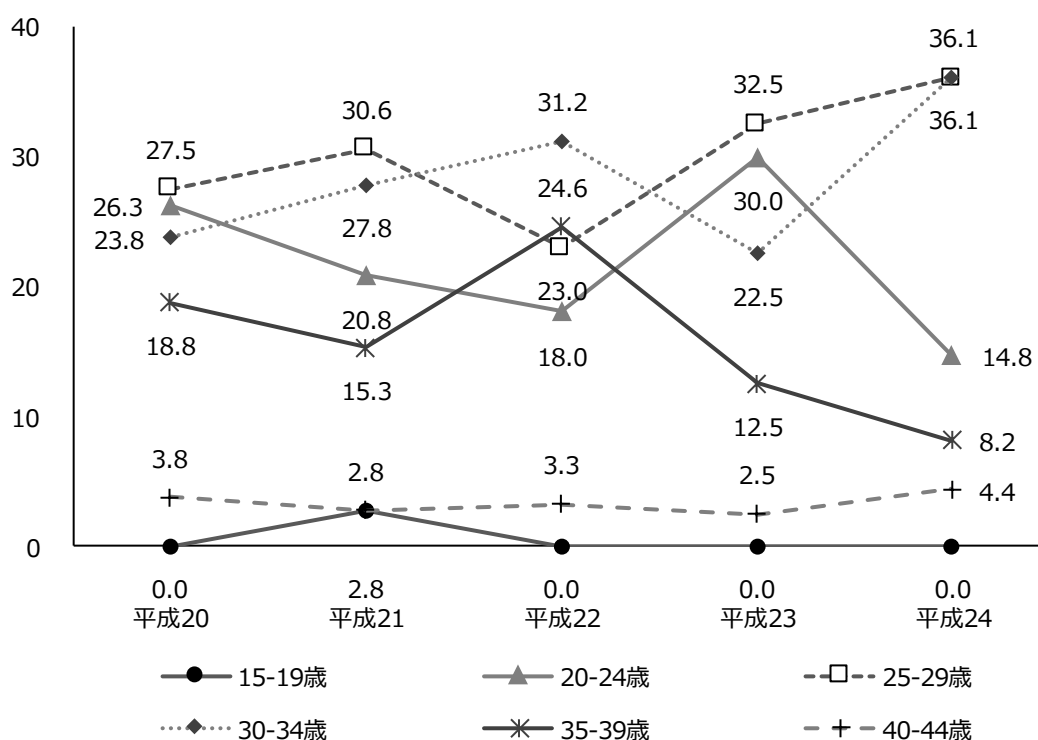
■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

(3)母親の年齢階級別出生率

母親の年齢階級別出生率の推移をみると、20～24歳と35～39歳では、近年ともに減少傾向にあり、25～29歳と30～34歳の年齢層での出産が大半を占めています。

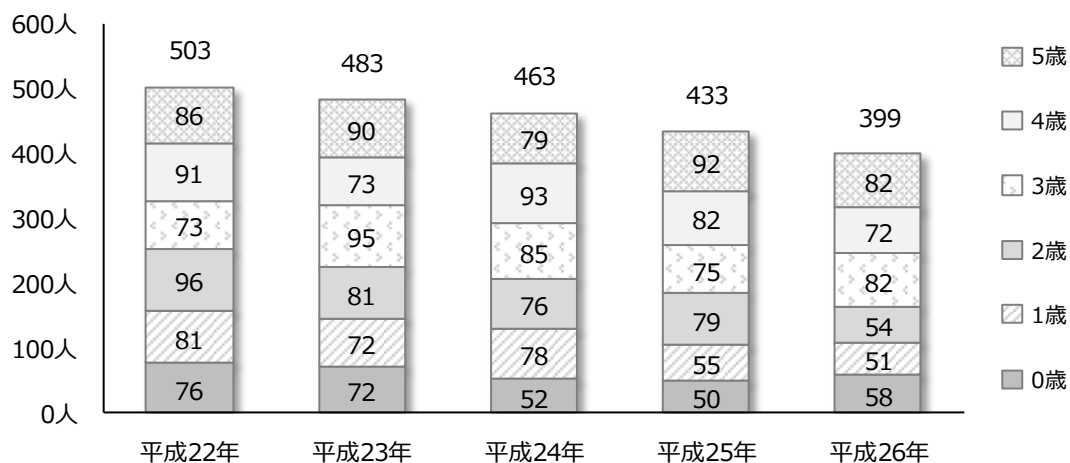


(4)児童人口

①0～5歳人口

0～5歳人口の推移をみると、平成22年では503人でしたが、年々減少し、平成26年には399人となり、104人（20.7%）減少しています。

■0～5歳人口の推移

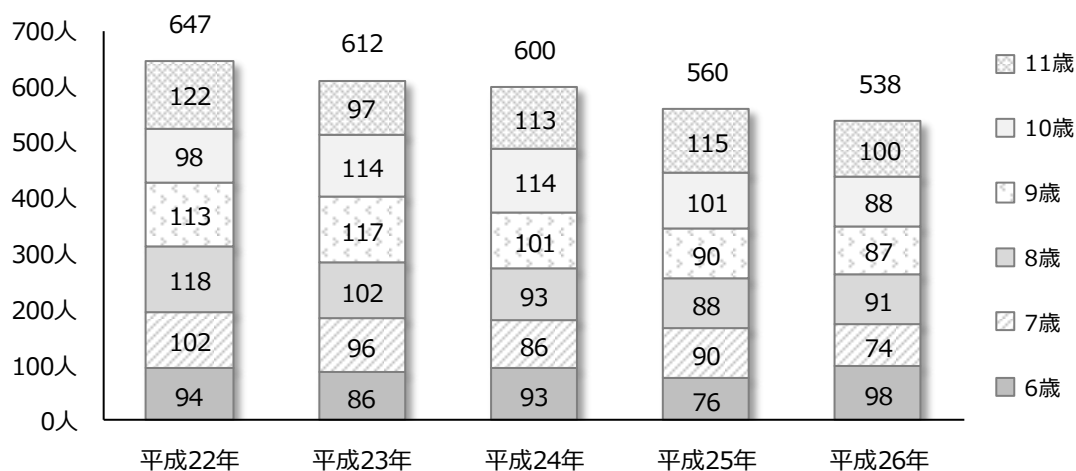


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②6～11歳人口

6～11歳人口の推移をみると、平成22年では647人でしたが、年々減少し、平成26年には538人となり、109人（16.8%）減少しています。

■6～11歳人口の推移

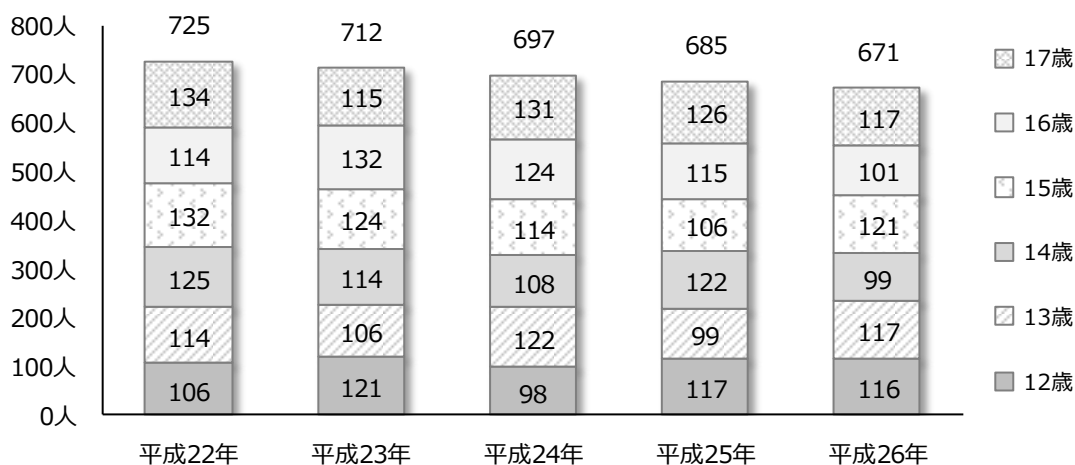


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③12～17歳人口

12～17歳人口の推移をみると、平成22年では725人でしたが、年々減少し、平成26年には671人となり、54人（7.4%）減少しています。

■12～17歳人口の推移



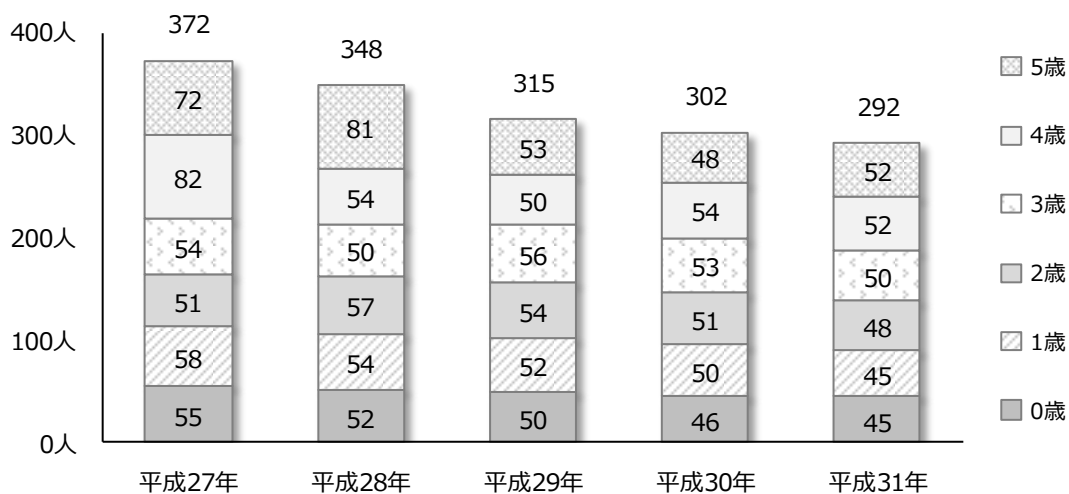
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（5）児童人口の将来推計

①0～5歳人口の推計

0～5歳人口の推計結果をみると、減少傾向が続き、平成31年には292人となり、計画初年度の平成27年から80人（21.5%）減少することが予測されます。

■0～5歳人口の推計結果

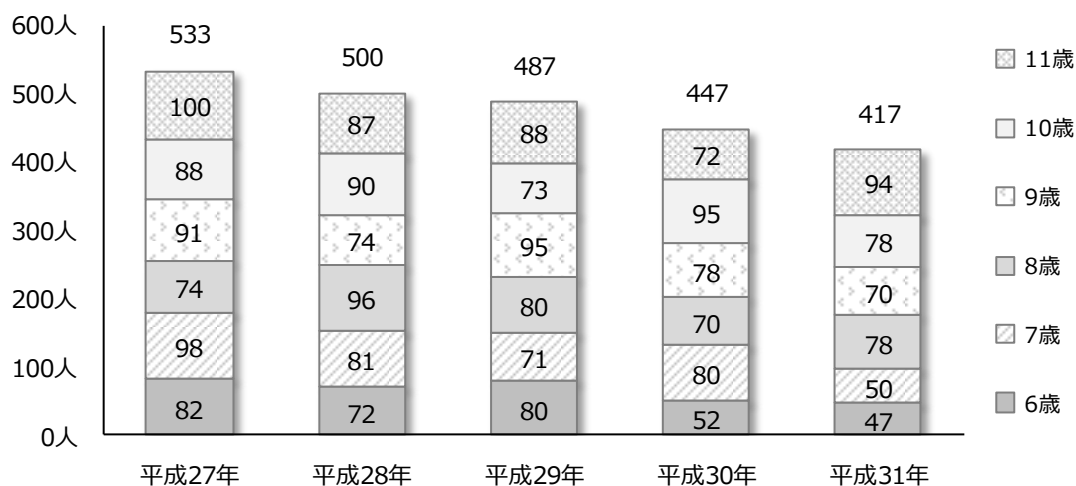


資料：推計値（各年4月1日現在）

②6～11 歳人口の推計

6～11 歳人口の推計結果をみると、減少傾向が続き、平成 31 年には 417 人となり、計画初年度の平成 27 年から 116 人（21.8%）減少することが予測されます。

■6～11 歳人口の推計結果

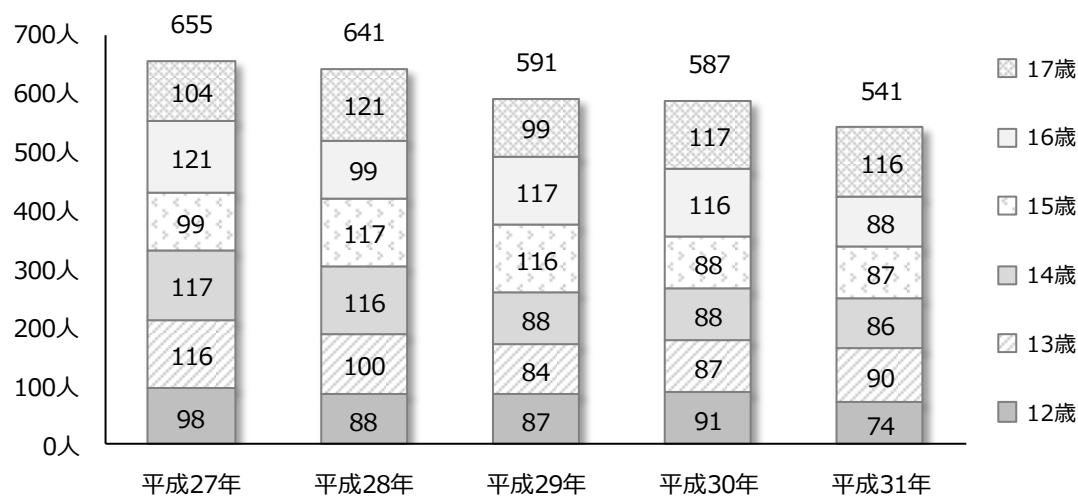


資料：推計値（各年4月1日現在）

③12～17 歳人口の推計

12～17 歳人口の推計結果をみると、減少傾向が続き、平成 31 年には 541 人となり、計画初年度の平成 27 年から 114 人（17.4%）減少することが予測されます。

■12～17 歳人口の推計結果

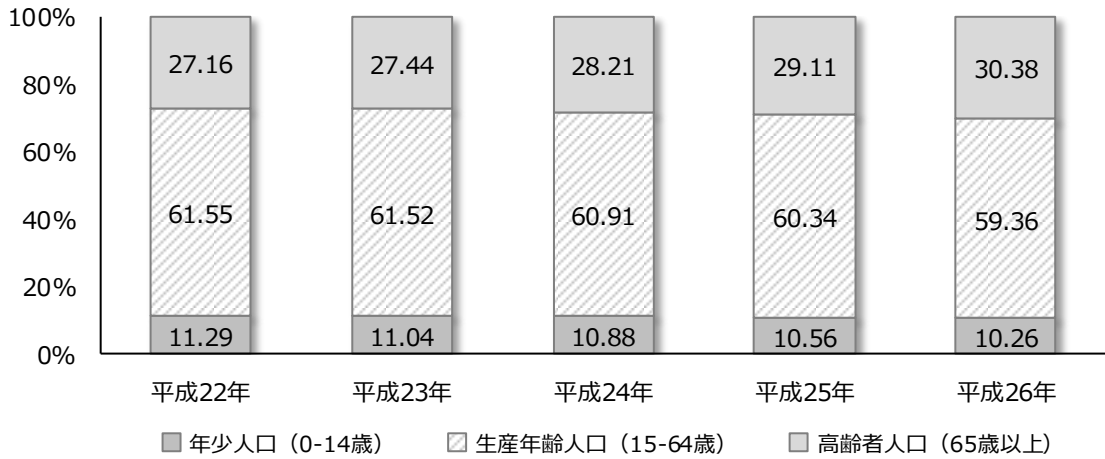


資料：推計値（各年4月1日現在）

(6)年齢3区分別人口割合

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合は減少傾向にある一方で、高齢者人口割合は増加しており、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

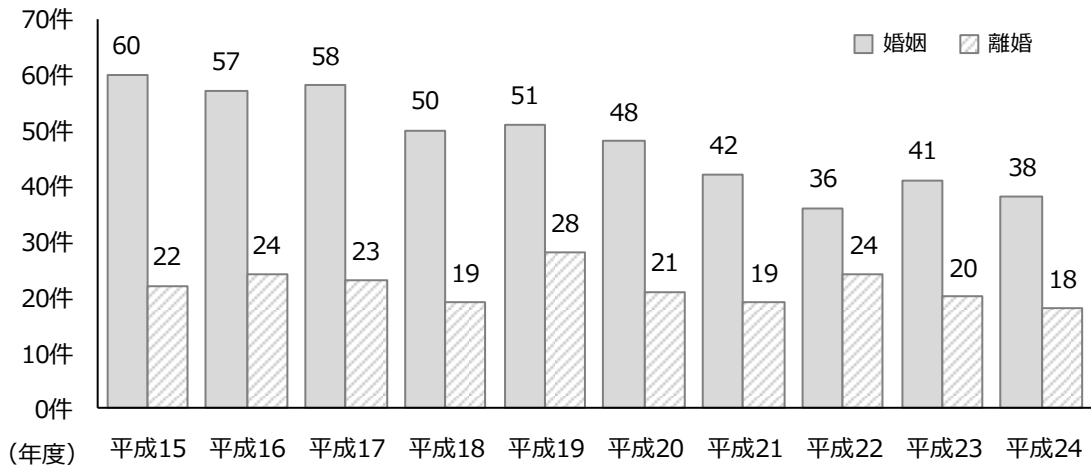
2 婚姻・離婚の状況

(1)婚姻・離婚件数

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は増減を繰り返しながらも徐々に減少し平成15年の60件から平成24年の38件と22件（36.7%）減少しています。

一方、離婚件数は横ばいで推移しており、平成24年では18件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移

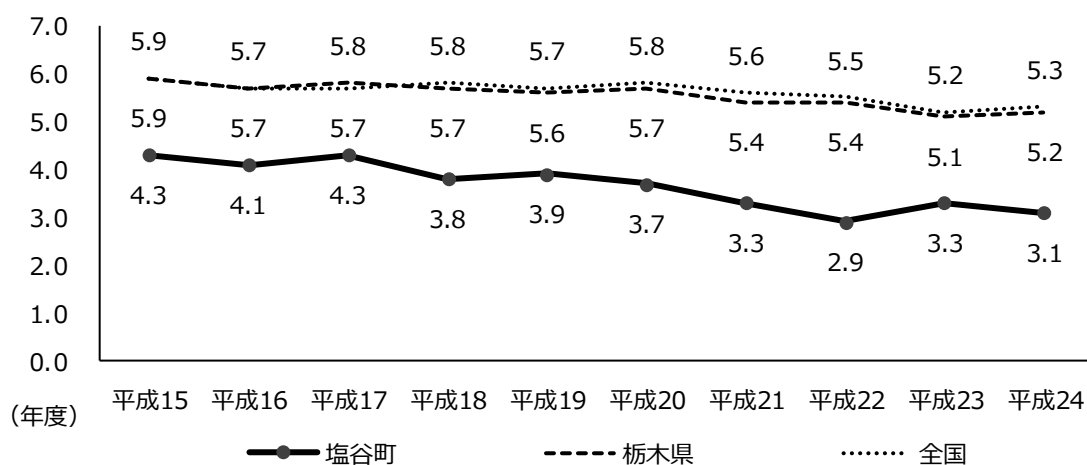


資料：栃木県保健統計年報

(2)婚姻・離婚率

婚姻率の推移をみると、全国、栃木県より約2ポイント低い数値で推移しており、全体的にゆるやかに婚姻率が低下しています。

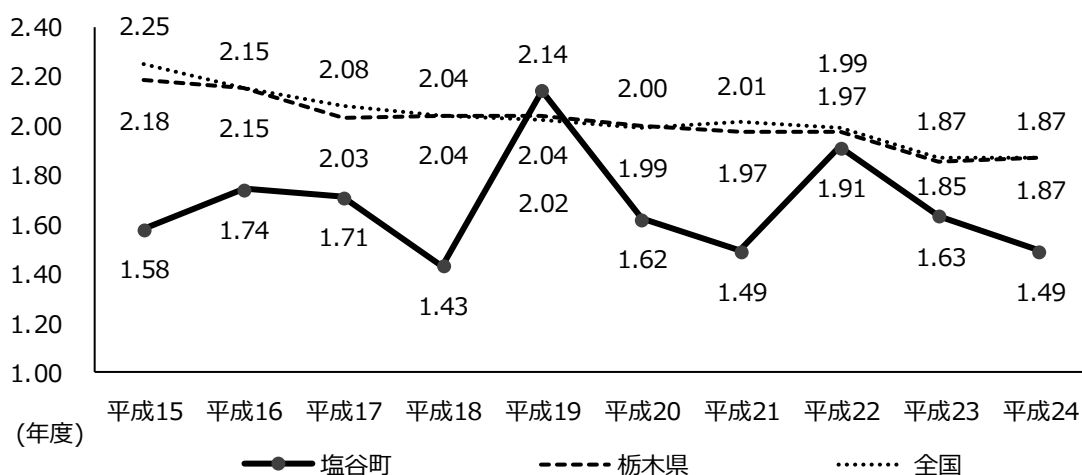
■婚姻率（人口千人あたり）の推移



資料：栃木県保健統計年報

離婚率の推移をみると、塩谷町では平成19年に全国、栃木県の割合を上回りましたが、増減を繰り返しながらも低下し、平成24年では1.49となり、全国や栃木県の水準よりも低く推移しています。

■離婚率（人口千人あたり）の推移



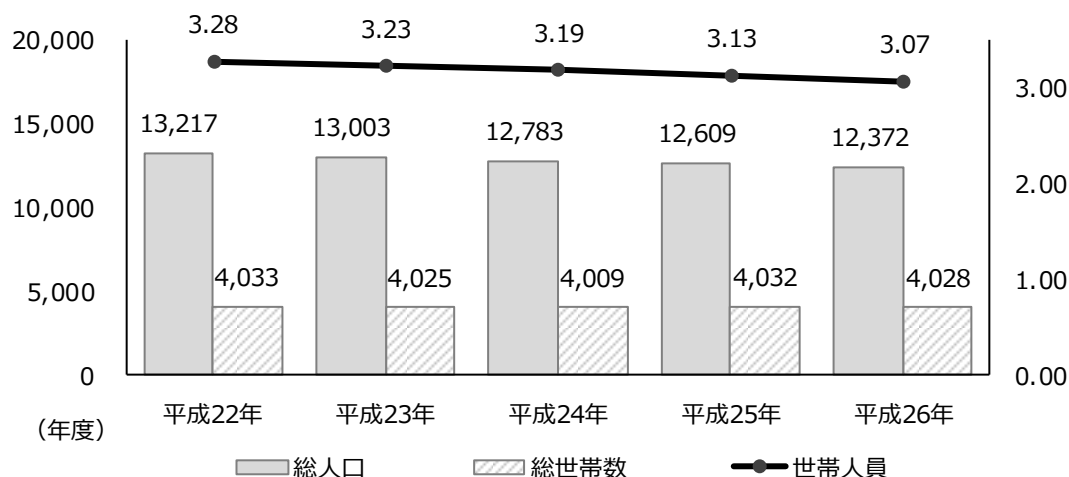
資料：栃木県保健統計年報

3 家族の状況

(1)人口・世帯数・世帯人員

人口・世帯数・世帯人員の推移をみると、総人口・総世帯数は減少傾向となっておりますが、世帯人員は横ばいで推移しています。

■人口・世帯数・世帯人員の推移

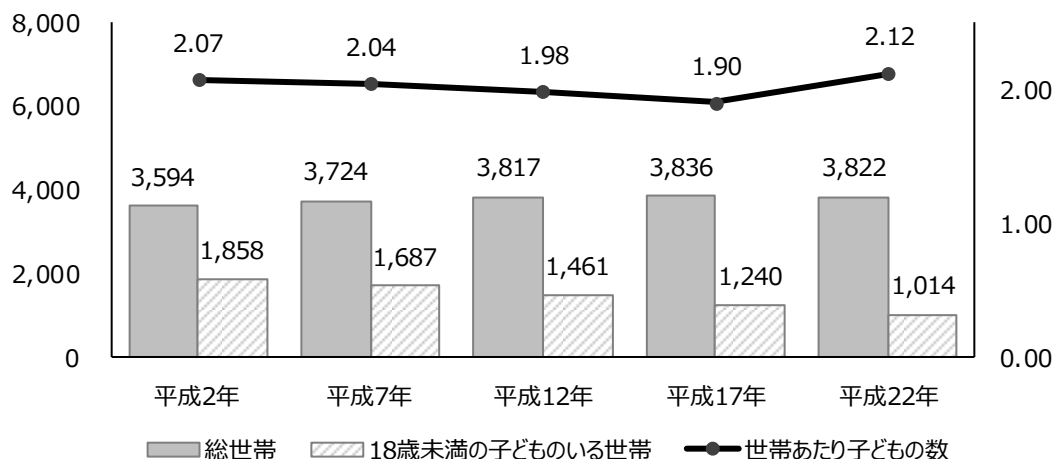


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)18歳未満の子どものいる世帯数

18歳未満の子どものいる世帯数・世帯あたり子どもの数の推移をみると、平成17年から22年にかけて、総世帯数と18歳未満の子どものいる世帯数は減少していますが、世帯あたり子どもの数は増加しています。

■18歳未満の子どものいる世帯数・世帯あたり子どもの数の推移



資料：国勢調査

4 就業人口の状況

(1) 産業別就業者数

産業別就業者数は、平成22年の国勢調査によると第1次産業が14.2%、第2次産業が33.9%、第3次産業が51.0%となっており、第3次産業が最も多くなっています。平成17年と比較すると、第3次産業の割合が全体的に高くなっており、特に女性では2.1ポイント上昇し、59.9%となっています。

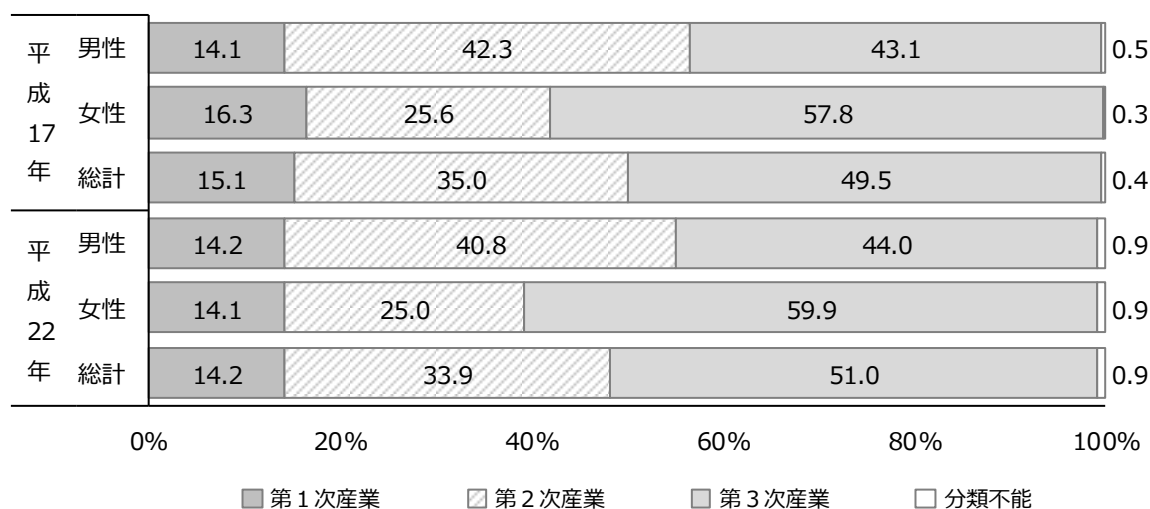
■ 産業別就業者数

単位：人

区分	平成17年			平成22年		
	男性	女性	総計	男性	女性	総計
総数	3,982	3,120	7,102	3,629	2,820	6,449
第1次産業	561	509	1,070	516	399	915
農業	547	505	1,052	497	397	894
林業	14	4	18	19	2	21
漁業	-	-	-	-	-	-
第2次産業	1,686	800	2,486	1,481	705	2,186
鉱業	4	-	4	6	-	6
建設業	604	87	691	502	78	580
製造業	1,078	713	1,791	973	627	1,600
第3次産業	1,716	1,802	3,518	1,598	1,690	3,288
電気・ガス・熱供給・水道	23	6	29	22	3	25
運輸・通信業	275	42	317	294	63	357
卸売・小売業・飲食店	369	469	838	373	386	759
金融・保険業	37	57	94	30	57	87
不動産業	8	2	10	24	12	36
サービス業	835	1,165	2,000	718	1,111	1,829
公務	169	61	230	137	58	195
分類不能	19	9	28	34	26	60

資料：国勢調査

■ 産業別就業者数の割合



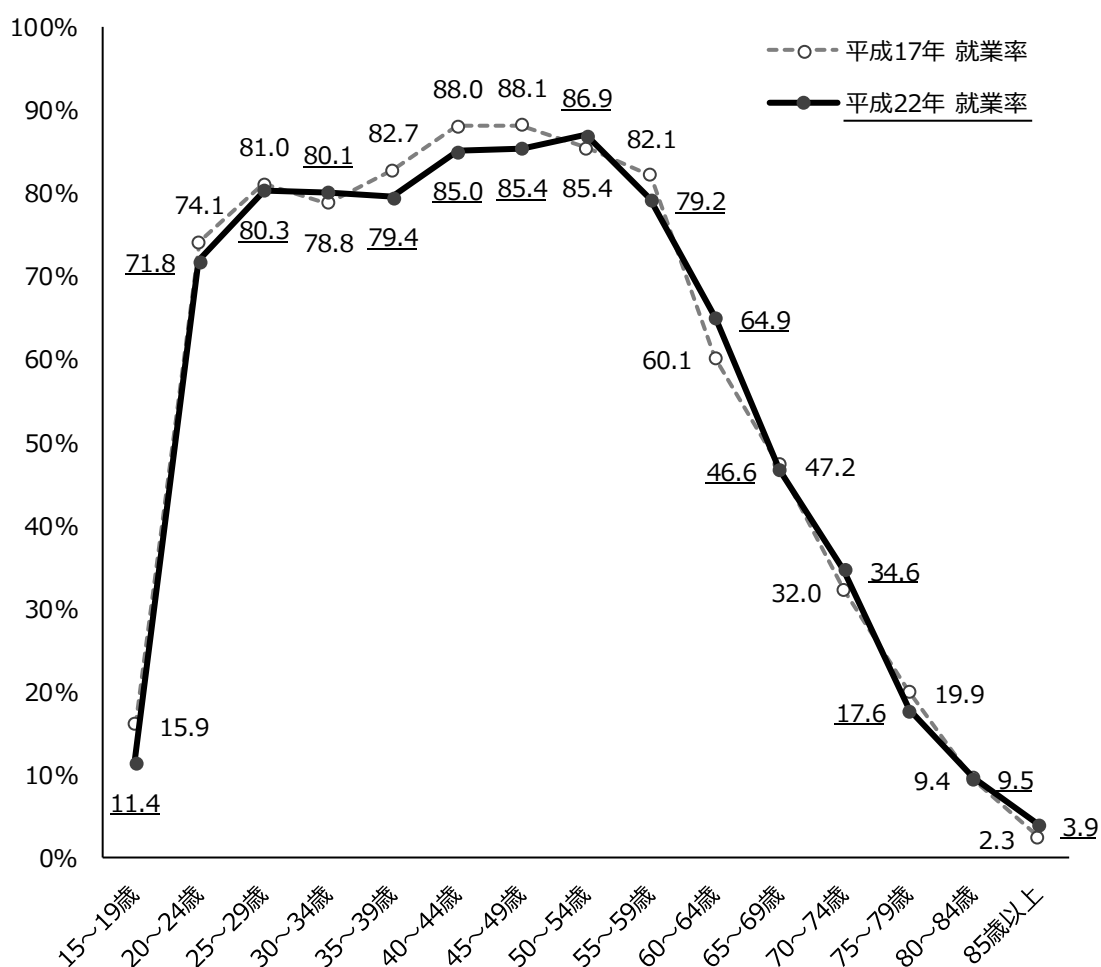
(2)女性の就業状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成17年では30～34歳で78.8%となっていました。平成22年には1.3ポイント増の80.1%となっています。

一方、35～49歳の年代において、平成17年から平成22年にかけて、約3ポイントの減少となっています。

この結果から、いずれもM字曲線を描いているものの、晩婚化や晩産化等により、結婚、出産、育児期にあたる時期が遅くなっていることが予測されます。

■女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

第3節 子育て支援の状況

1 教育・保育の状況

(1) 教育・保育施設の状況

① 教育・保育施設利用児童数

本町には、公立保育所が1か所、私立保育所が1か所、認定こども園が1か所あり、平成26年4月1日現在で266人が町内及び町外の教育・保育施設を利用しています。

全体の利用率は、平成16年では42.4%、平成21年では50.1%、平成26年では66.7%となっており、年々増加している状況です。

■ 教育・保育施設の利用児童数

単位：人・%

施設	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	4(0)	15(1)	14(0)	28(1)	39(0)	42(0)	142(2)
私立	5(2)	12(3)	21(2)	38(7)	22(3)	26(0)	124(17)
計	9(2)	27(4)	35(2)	66(7)	61(3)	68(0)	266(19)
年齢人口	58	51	54	82	72	82	399
割合	15.5	13.7	64.8	80.5	84.7	82.9	66.7

平成26年4月1日現在

() 内の数字は広域による利用

②教育・保育施設利用児童数の推移

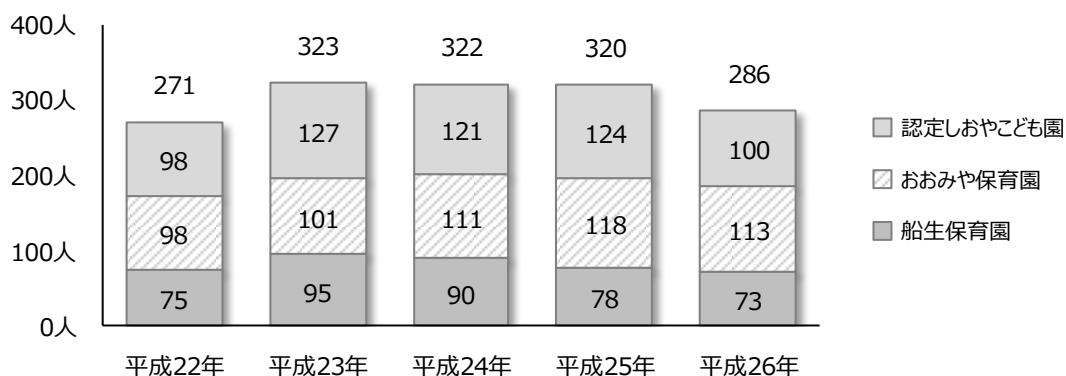
教育・保育施設の利用児童数の推移をみると、平成26年では、過去5年間で最も多かった平成23年の323人から37人(11.5%)減少し、286人となっています。

■教育・保育施設の利用児童数の推移

単位：人・%

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
対象者		503	483	463	433	399
船生保育園	児童数	75	95	90	78	73
	利用率	14.9%	19.7%	19.4%	18.0%	18.3%
おおみや保育園	児童数	98	101	111	118	113
	利用率	19.5%	20.9%	24.0%	27.3%	28.3%
認定しおやこども園	児童数	98	127	121	124	100
	利用率	19.5%	26.3%	26.1%	28.6%	25.1%
合計	児童数	271	323	322	320	286
	利用率	53.9%	66.9%	69.5%	73.9%	71.7%

■教育・保育施設の利用児童数の推移



なお、認定しおやこども園は平成23年4月からのため、平成22年までは玉生保育園となっています。認定しおやこども園の利用者内訳は下記の通りです。

■認定しおやこども園の利用者内訳

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
長時間保育	97	101	100	74
短時間保育	30	20	24	26

(2)特別保育事業の状況

公立保育所1か所、私立保育園1か所、認定こども園1か所による通常保育のほかに、特別保育を各教育・保育施設において下記のとおり実施しています。

■教育・保育施設における特別保育事業の状況

教育・保育施設	開所時間（月～土）				保育サービスの状況							
	規定による開所時間		実際の開所時間		定員数	月0歳児預かり（月）	障害児保育	病後児保育	病児・延長保育	休日保育	夜間保育	一時預かり
	開所	閉所	開所	閉所								
船生保育園	8:00	16:00	7:30	18:00	90	6	●					
おおみや保育園	7:00	18:00	7:00	19:00	90	6	●		●			●
認定しおやこども園	7:30	18:30	7:30	18:30	120	6						

資料：保健福祉課

①低年齢児保育

本町では、船生保育園、おおみや保育園、認定しおやこども園のすべての教育・保育施設で低年齢児保育を行っています。

②障害児保育

船生保育園、おおみや保育園で軽度な障害児の保育を行う体制をとっています。

③延長保育

母親の就労や時間外労働の増加等により、延長保育のニーズが高まるなかで、本町では、おおみや保育園で延長保育を行っています。

④一時預かり

保護者の病気や冠婚葬祭等の急用時、または育児リフレッシュ等を図るときに、子どもを一時的に預けることができる一時預かりについても、おおみや保育園で実施しています。

3 放課後児童健全育成事業(学童保育)の状況

(1)学童保育の利用児童数

本町では、3か所で事業を実施しています。

■学童保育の利用児童数

単位：人

実施施設名	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
コスモスクラブ	20	7	10	2	39
さくらクラブ	13	7	4	4	28
すみれクラブ	8	9	15	2	34
合計	41	23	29	8	101

資料：保健福祉課（平成26年4月1日現在）

(2)学童保育の利用児童数の推移

学童保育利用児童数の推移をみると、平成22年の利用児童数は50人ですが、平成26年には101人と約2倍の増加となっています。

■学童保育の利用児童数の推移

単位：人

実施施設名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
コスモスクラブ	22	47	43	34	39
さくらクラブ	14	21	35	23	28
すみれクラブ	14	14	22	30	34
合計	50	82	100	87	101

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

4 学校教育の状況

(1)小・中学校児童・生徒数

小・中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校、中学校ともに年々減少しています。

小学校では、平成22年から平成26年の間に学級数が14学級、児童数が106人減少しています。また、中学校では学級数が1学級、生徒数が130人減少しています。

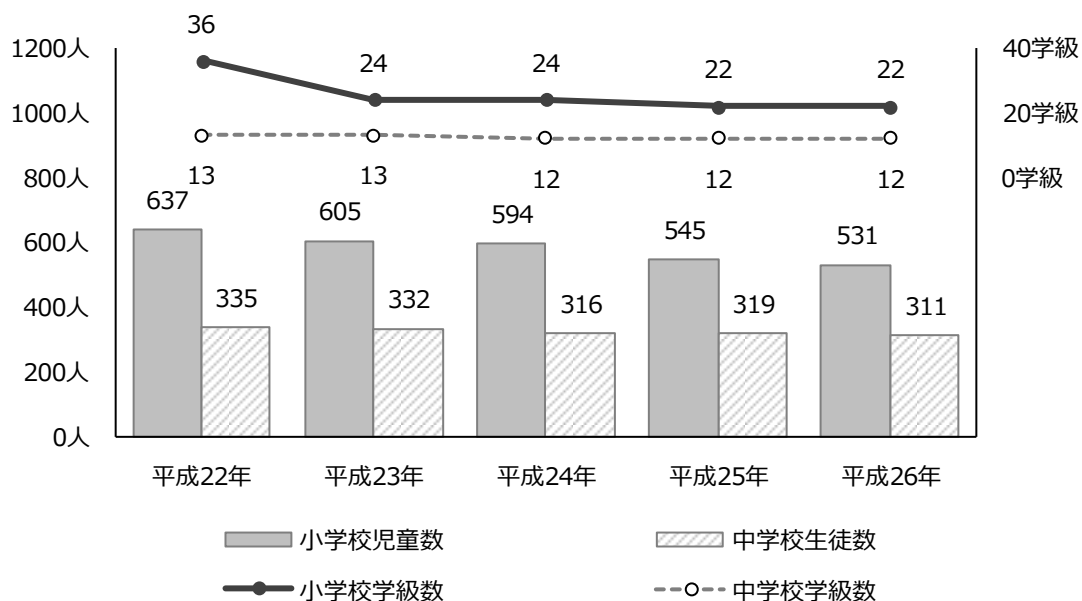
■小・中学校児童・生徒数等の推移

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学校					
学級数	36	24	24	22	22
児童数	637	605	594	545	531
中学校					
学級数	13	13	12	12	12
生徒数	335	332	316	319	311
児童・生徒数合計	972	937	910	864	842

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■小・中学校児童・生徒数等の推移



第4節 母子の保健・医療・福祉の状況

1 母子保健事業の状況

(1) 母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳の交付状況の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、平成25年度では44人となっています。

■ 母子健康手帳の交付状況の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子健康手帳	78	67	47	62	44

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(2) 妊婦一般健康診査の受診状況

妊婦一般健康診査受診状況の推移をみると、平成21年度から平成25年度は受診率100%で推移しています。

■ 妊婦一般健康診査受診状況の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	78	72	51	67	50
受信者数	78	72	51	67	50

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(3) 乳幼児家庭訪問の状況

乳幼児家庭訪問の状況をみると、平成21年度から平成25年度は30人未満で推移しています。

■ 乳幼児家庭訪問の状況の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	29人	12人	14人	28人	13人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(4) 乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児健康診査の受診状況をみると、平成25年度ではいずれの健診においても受診率が90%以上となっています。

■ 乳幼児健康診査の受診状況の推移

単位：人

	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3か月児健診	該当者（人）	88	61	64	50	61
	受信者（人）	79	60	56	47	57
	受診率（%）	89.80	98.40	87.50	94.00	93.40
4か月児健診	該当者（人）	86	66	66	48	61
	受信者（人）	84	63	64	47	60
	受診率（%）	97.70	95.50	97.00	97.90	98.40
10か月児健診	該当者（人）	82	74	75	50	52
	受信者（人）	80	64	70	49	50
	受診率（%）	97.60	86.50	93.30	98.00	96.20
1歳6か月児健診	該当者（人）	89	87	70	72	50
	受信者（人）	86	81	61	71	45
	受診率（%）	96.60	93.10	87.10	98.60	90.00
3歳6か月児健診	該当者（人）	81	91	80	86	66
	受信者（人）	72	79	78	77	60
	受診率（%）	88.90	86.80	97.50	89.50	90.90
5歳児相談 (のびのび発達相談)	該当者（人）	83	92	73	93	80
	受信者（人）	72	90	72	92	79
	受診率（%）	86.70	97.80	98.60	98.90	98.80

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(5)乳幼児相談の状況

乳幼児相談の状況をみると、平成25年度の乳幼児相談では12回で115人、2歳児相談では4回で49人、ことばの相談では6回で14人、子育て相談（平成22年度より実施）では6回で13人となっています。

■乳幼児健康診査の受診状況の推移

単位：人

	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳幼児相談 (6か月・12か月)	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	延相談者(人)	171	139	134	91	115
2歳児相談	実施回数(回)	4	4	4	4	4
	延相談者(人)	88	66	67	67	49
ことばの相談	実施回数(回)	6	6	5	6	6
	延相談者(人)	16	16	8	11	14
子育て相談	実施回数(回)		4	5	6	6
	延相談者(人)		8	8	8	13

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(6)育児相談会の状況

育児相談会の状況をみると、平成25年度では12回で63人となっています。

■乳幼児健康診査の受診状況の推移

単位：人

	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育て相談	実施回数(回)	12	11	11	12	12
	延相談者(組)	69	61	73	61	63

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(7)新生児・産婦家庭訪問の状況

新生児・産婦家庭訪問の推移をみると、平成23年度以降は増加傾向で推移しており、平成25年度では新生児64人、産婦61人となっています。

■乳幼児健康診査の受診状況の推移

単位：人

	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新生児・産婦 家庭訪問	新生児(人)	83	66	52	54	64
	産婦(人)	74	65	50	54	61

資料：保健福祉課（各年度末現在）

第5節 アンケート調査からみる現状と課題

1 家庭の状況

(1) 家庭類型集計結果<共働き家庭が8割、ひとり親が1割>

教育・保育施設等のニーズ量を把握するにあたり、アンケート調査結果を活用し、国の基準に基づいて分類した家庭類型は以下のとおりです。

全体でみると、最も多いタイプはフルタイム×パートタイムのCタイプで40.4%を占めています。次いで、両親ともにフルタイムのBタイプが28.1%、フルタイム×短時間のパートタイムのタイプC'が10.5%となっています。

なお、ひとり親は10.0%となっています。

タイプ	家庭類型	0歳		1, 2歳		3~5歳		全体	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
A	ひとり親	7	9.6	9	8.6	22	10.8	38	10.0
B	フルタイム×フルタイム	17	23.3	28	26.7	62	30.5	107	28.1
C	フルタイム×パートタイム	25	34.2	45	42.8	84	41.4	154	40.4
C'	フルタイム×パートタイム(短時間)	11	15.1	13	12.4	16	7.9	40	10.5
D	専業主婦(夫)	5	6.8	1	0.9	1	0.5	7	1.8
E	パート×パート	1	1.4	0	0.0	6	3.0	7	1.8
E'	パート×パート(短時間)	0	0.0	0	0.0	0	0.00	0	0.0
F	無業×無業	7	9.6	9	8.6	12	5.9	28	7.4
合計		73	100.0	105	100.0	203	100.0	381	100.0

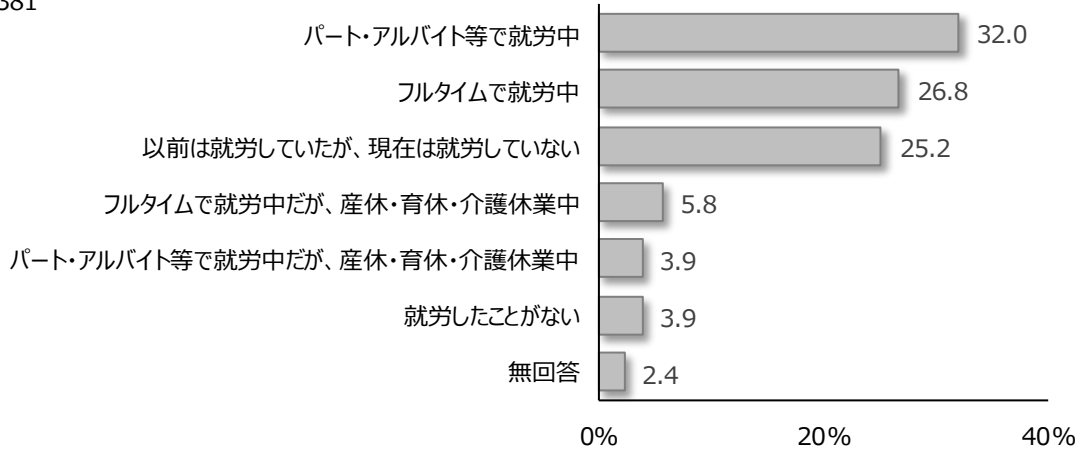
(2)母親の就労状況<<半数以上が就労中、未就労の8割以上が就労を希望>>

母親の就労状況をみると、「パート・アルバイト等で就労中」が32.0%で最も高く、次いで「フルタイムで就労中」が26.8%となっています。

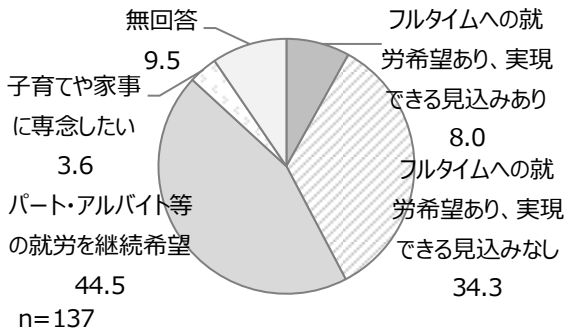
なお、約1割が産休・育休・介護休業中となっています。

■ 就労状況

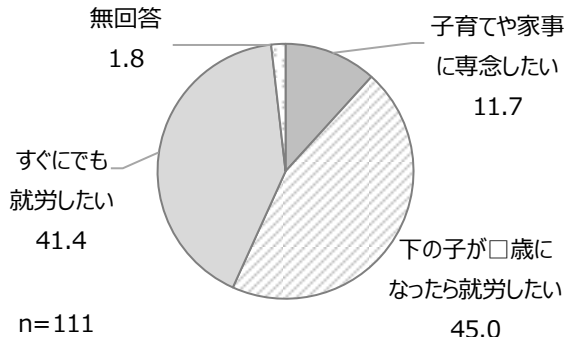
n=381



■ 就労希望 (パート・アルバイト<休業中含む>)



■ 今後の希望 (未就労)

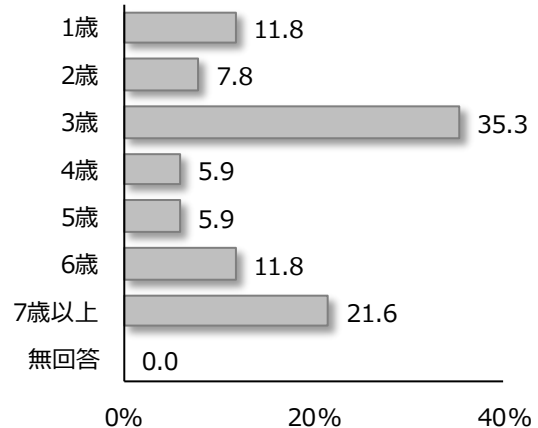


パート・アルバイト等で就労中（休業中含む）の母親は、4割以上がフルタイムの就労希望がありますが、その多くは実現見込みなしとなっています。

一方、未就労の母親では、8割以上に就労希望があり、そのうち半数がすぐに、半数が子どもの成長に応じて就労を希望しています。

■ 就労したい年齢

n=50



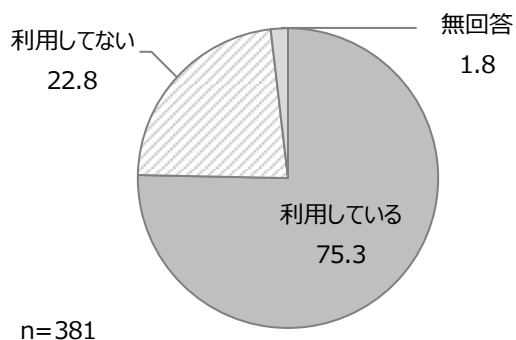
2 教育・保育施設の利用状況

(1) 定期的な保育サービスの利用<<7割以上がサービスを利用>>

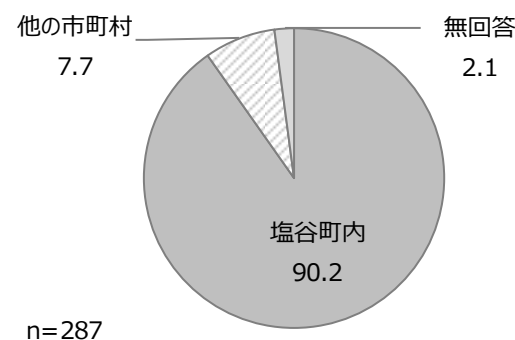
定期的な保育サービスを利用しているのは、全体の75.3%となっており、そのうち90.2%が塩谷町内の教育・保育施設を利用しています。

利用している保育サービスでは、「保育園」が59.9%で最も高く、次いで、「認定こども園（長時間）」が28.6%、「認定こども園（短時間）」が7.7%となっています。

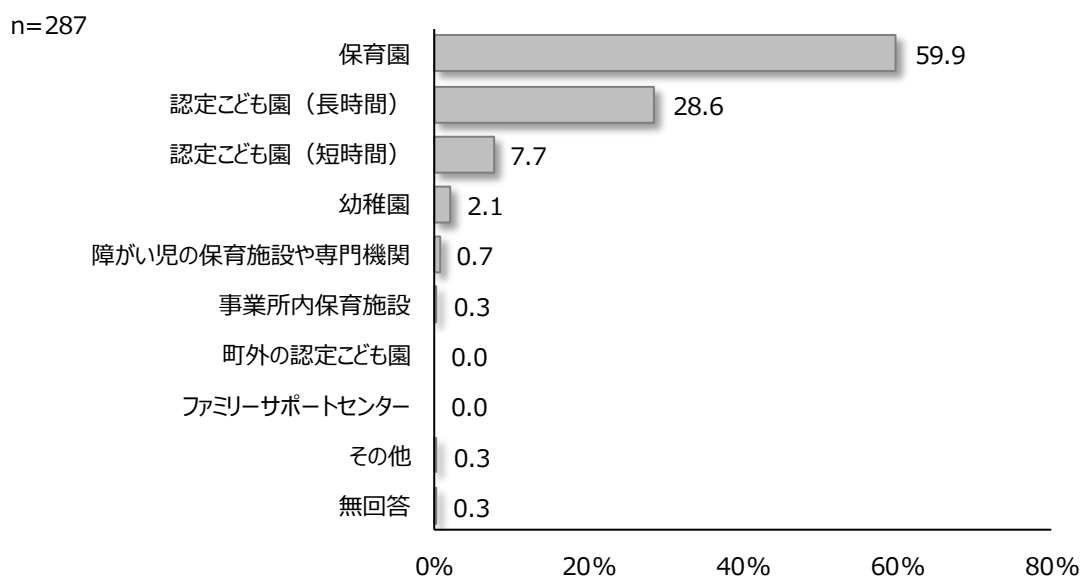
■ 定期的な保育サービスの利用の有無



■ 利用している保育サービスの実施場所



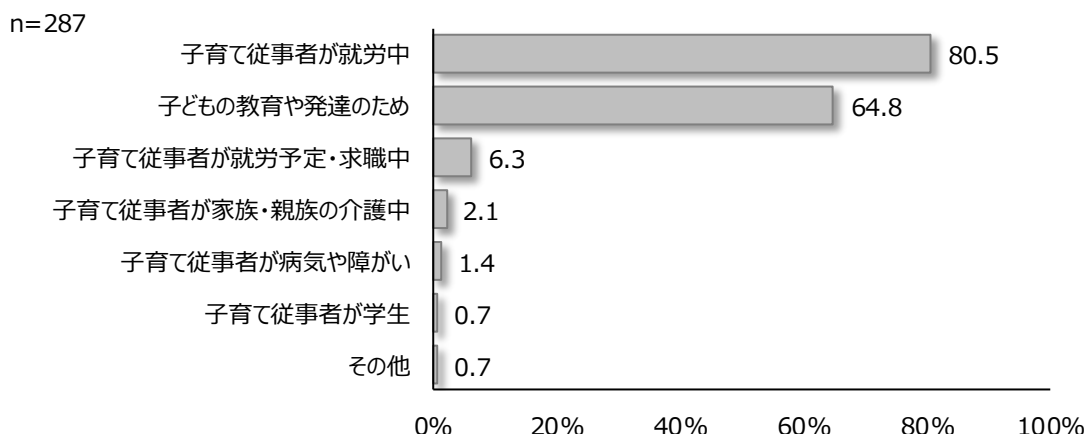
■ 利用している保育サービス



(2) 定期的な保育サービスを利用している理由<<就労による利用が8割>>

定期的な保育サービスを利用している理由は「子育て従事者が就労中」が80.5%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が64.8%となっており、上位2つの理由が大半を占めています。

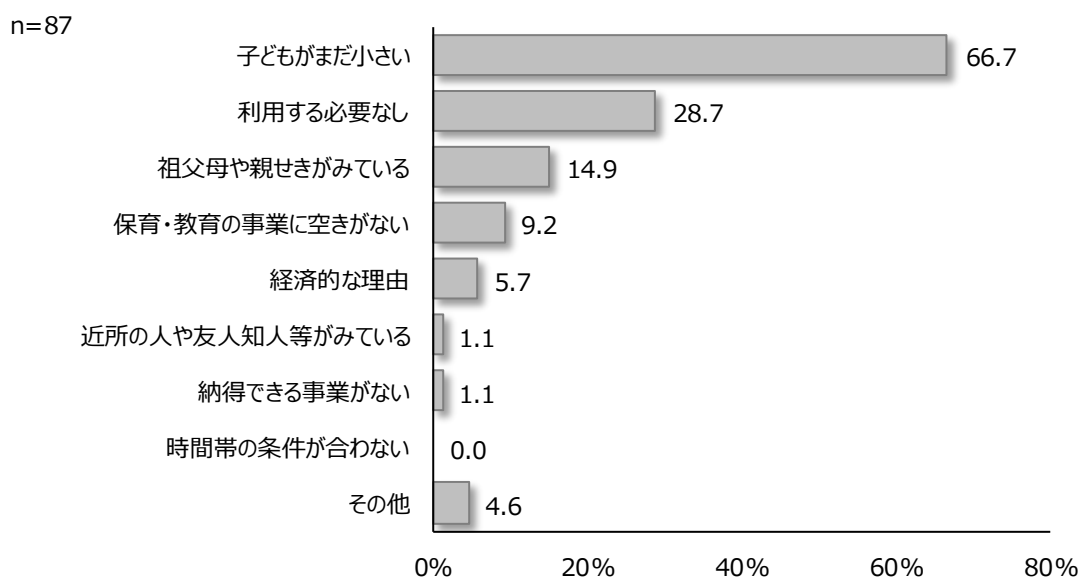
■ 定期的な保育サービスを利用している理由



(3) 定期的な保育サービスを利用していない理由<<7割弱が子どもが小さいから>>

定期的な保育サービスを利用していない理由は、「子どもがまだ小さい」が66.7%で最も高く、次いで「利用する必要なし」が28.7%、「祖父母や親せきがみている」が14.9%となっています。

■ 定期的な保育サービスを利用していない理由



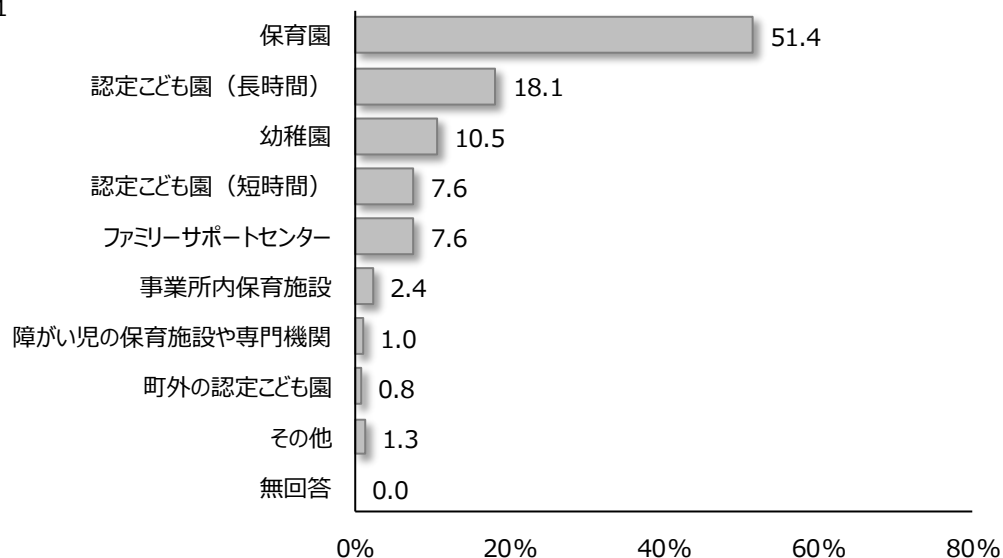
(4) 定期的な保育サービスの今後の利用希望<<保育園が過半数>>

定期的な保育サービスの今後の利用希望は、「保育園」が 51.4%で最も高く、次いで「認定こども園（長時間）」が 18.1%となっています。

また、現在本町にはないものの、「幼稚園」が 10.5%となっています。

■ 定期的な保育サービスの今後の利用希望

n=381

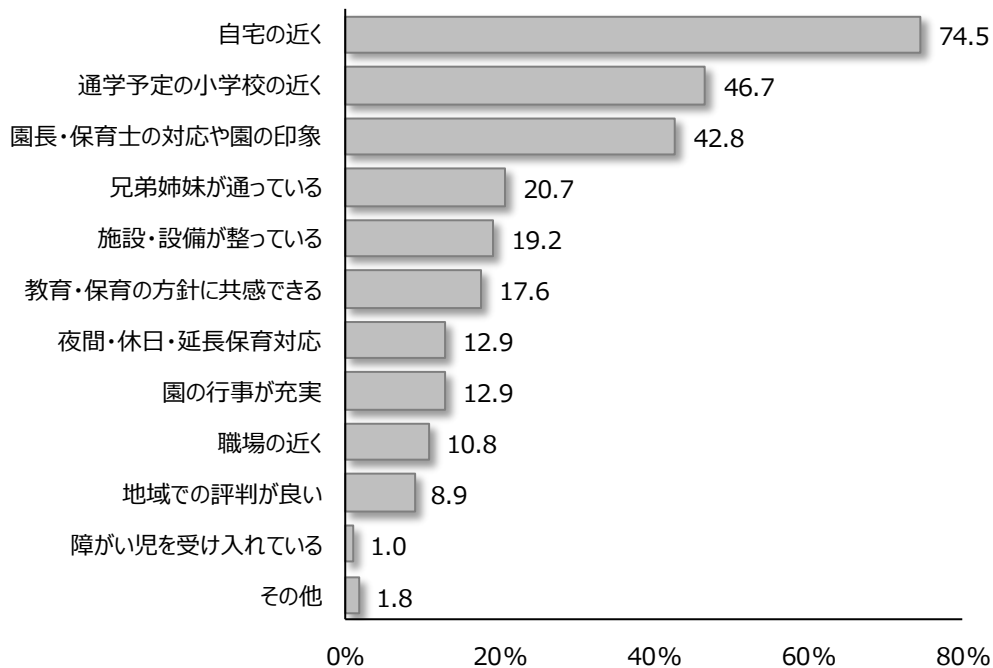


(5)保育サービスの選択基準《自宅や学校の近くなど利便性・関係性重視》

保育サービスの選択基準は、「自宅の近く」が74.5%で最も高く、次いで「通学予定の小学校の近く」が46.7%、「園長・保育士の対応や園の印象」が42.8%となっています。

■ 保育サービスの選択基準

n=381

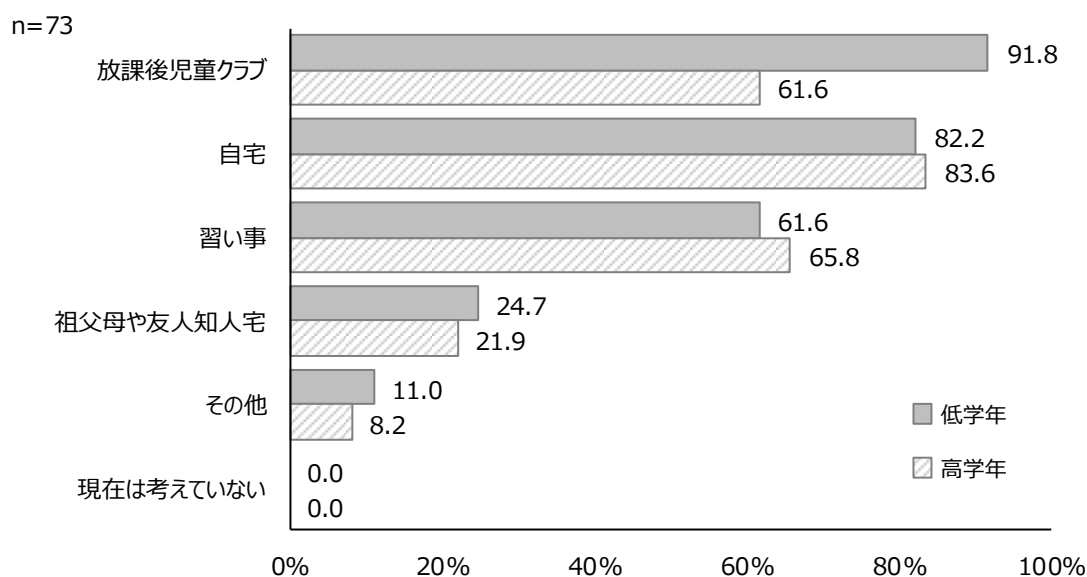


(6)放課後の過ごし方の今後の希望<低学年は9割が学童を希望、高学年は6割>

放課後の過ごし方の今後の希望（調査時点で5歳児のみの集計）は、低学年では「放課後児童クラブ」が91.8%で最も高くなっています。次いで「自宅」が82.2%、「習い事」が61.6%となっています。

高学年では、「放課後児童クラブ」の希望が61.6%にとどまっており、「自宅」や「習い事」の希望が高まっています。

■放課後の過ごし方の今後の希望（調査時点で5歳児のみの集計）



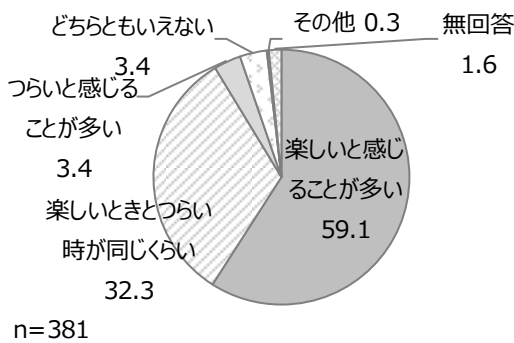
3 子育てについて

(1) 子育ての楽しさと不安感《6割が楽しいと感じているが、4割は不安を感じている》

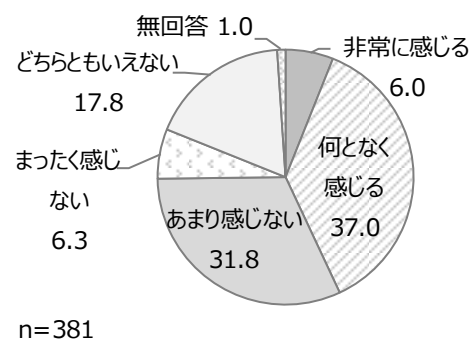
子育ての楽しさは、「楽しいと感じることが多い」が 59.1%で最も高く、次いで「楽しいときとつらい時が同じくらい」が 32.3%となっており、「つらいと感じることが多い」は 3.4%にとどまっています。

一方、子育ての不安感は、「何となく感じる」が 37.0%で最も高く、「非常に感じる」と合わせると 43.0%となっています。

■ 子育ての楽しさ



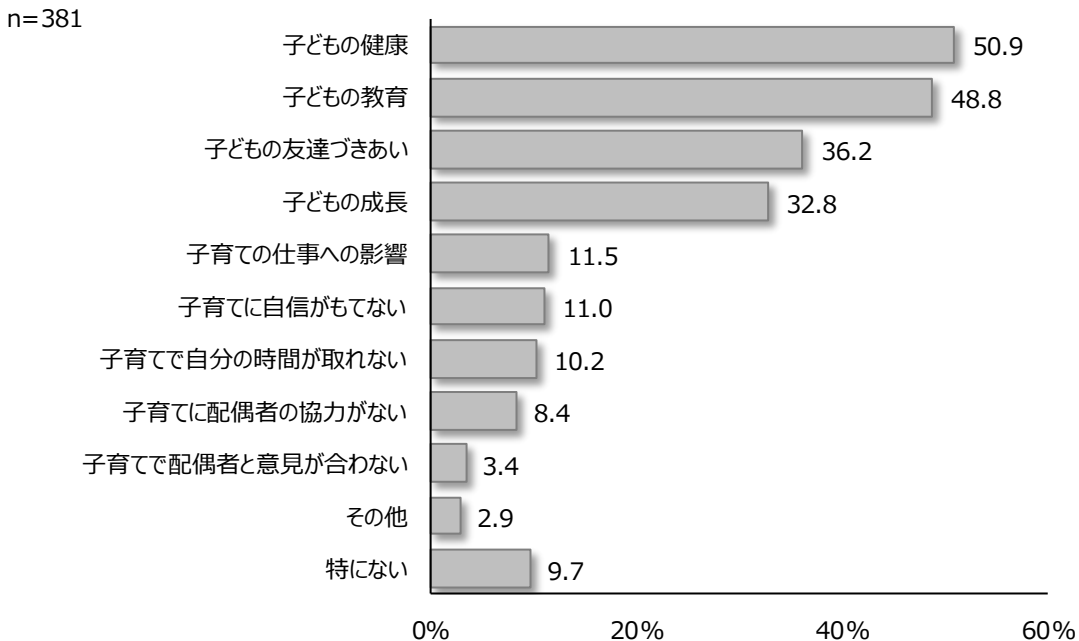
■ 子育ての不安感



(2) 子育てに関する悩み《子ども自身への直接的な悩みが上位を占める》

子育てに関する悩みでは、「子どもの健康」が 50.9%で最も高く、次いで「子どもの教育」が 48.8%、「子どもの友達づきあい」が 36.2%となっています。

■ 子育てに関する悩み

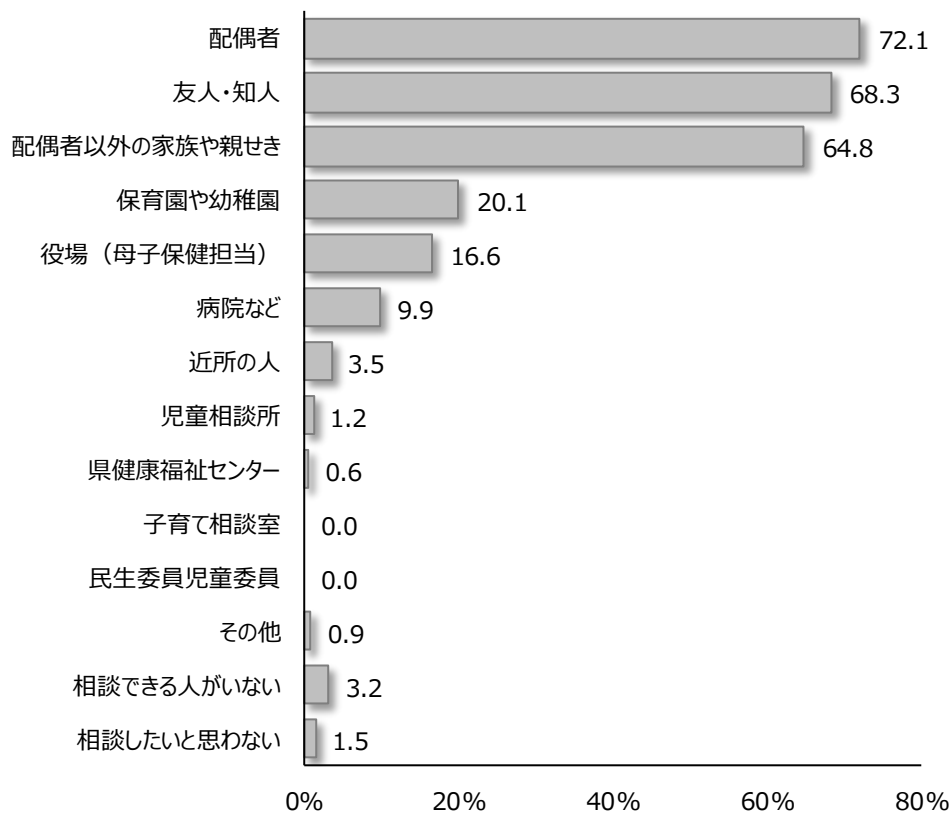


(3) 相談先<<配偶者や友人知人など身近な存在への相談が多い>>

相談先は、「配偶者」が72.1%で最も高く、次いで「友人・知人」が68.3%、「配偶者以外の家族や親せき」が64.8%となっており、身近な相談相手が大半を占めています。

■ 相談先

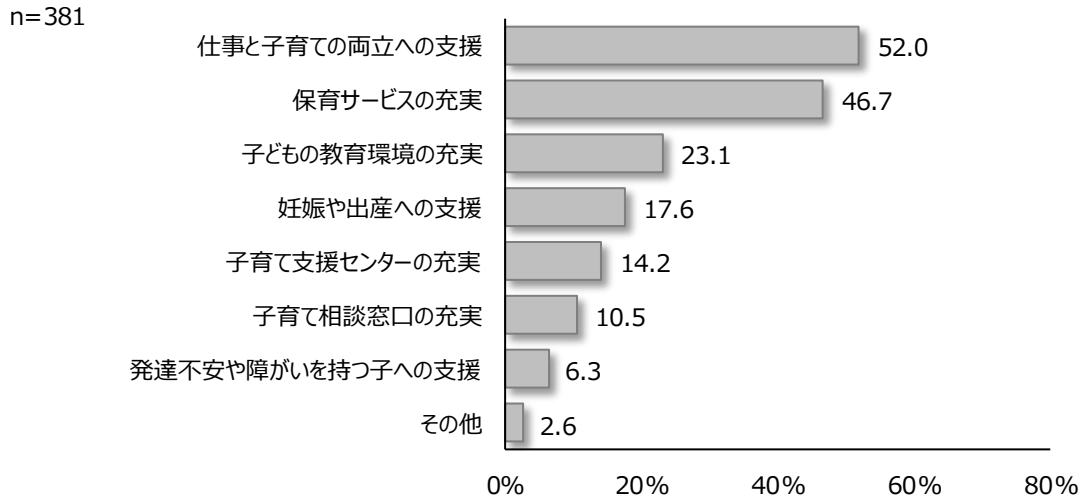
n=344



(4)子育てへの支援や対策《仕事と子育ての両立への支援が過半数を占める》

子育てへの支援や対策は、「仕事と子育ての両立への支援」が52.0%で最も高く、次いで「保育サービスの充実」が46.7%、「子どもの教育環境の充実」が23.1%となっています。

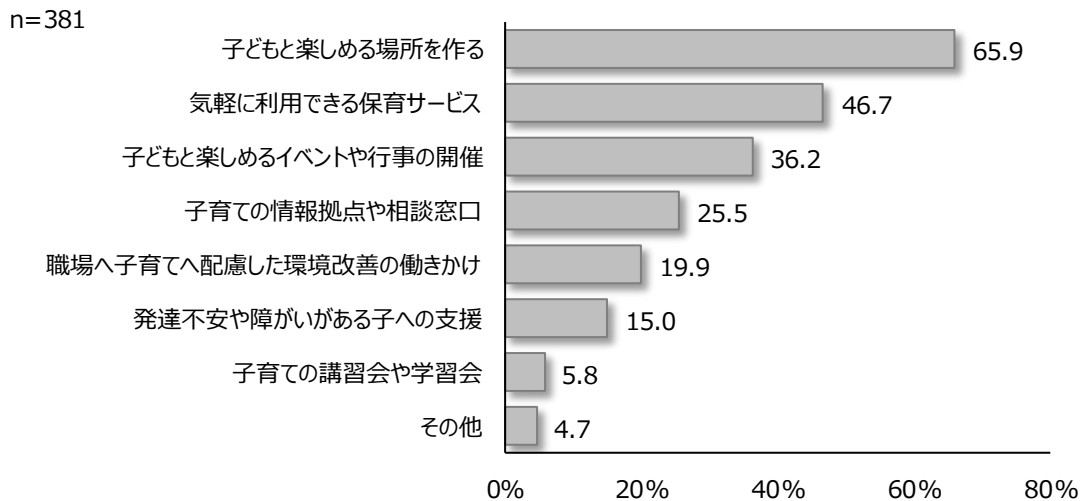
■子育てへの支援や対策



(5)子育てに関する町(行政)への期待《子どもと楽しめることを重要視》

子育てに関する町(行政)への期待は、「子どもと楽しめる場所を作る」が65.9%で最も高く、次いで「気軽に利用できる保育サービス」が46.7%、「子どもと楽しめるイベントや行事の開催」が36.2%となっています。

■子育てに関する町(行政)への期待



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

町では、家庭における子育てを基本にしながら、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできるように、地域で支援するという塩谷町次世代育成支援対策地域行動計画の理念を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づく3つの基本的理念を掲げ、この計画を策定し実行します。

基本理念1

次代を担う子どもが健やかに成長する環境づくり

すべての子どもが健やかに成長するための適切な保護者の関わりや子育て支援の安定的な提供を通じ、思いやりや主体性・自律をうながし、次代を担う子どもが健康で豊かな心をはぐくむことができるよう支援します。

基本理念2

すべての子育て家庭が安心して生み育てることができる環境づくり

一人ひとりの子どもの発達に応じた健やかな育ちを保障し、すべての子育て家庭が安心して生み育てることができるように、保護者の気持ちを受け止め適切な支援を行います。

基本理念3

地域の社会資源を活かした、子育てにやさしい環境づくり

子どもが健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすために、地域の社会資源を有効的に活用し、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支援します。

元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう

第2節 基本的視点

本計画は、次の9つを基本的視点として策定します。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めることが重要です。

2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ合理的な取り組みが必要です。

4 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政はもとより、関係機関、民間、地域住民等が協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして少子化対策の観点からも重要です。こうした取り組みについては、地域においても、行政や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う様々な地域活動団体、社会福祉協議会や様々な民間事業者、公民館、教育・保育施設、学校施設等の公共施設、また豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあります。こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

8 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

9 地域特性の視点

人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、塩谷町の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、5つの基本目標を設定し、計画を推進します。

1 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備

家庭、教育・保育施設、学校、地域社会が連携し、子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

2 母子保健施策の整備

母親の心身の健康を保持し、安心して生み育てることができ、子どもが健康的な生活が送れるような環境を整備するとともに、不慮の事故や疾病等に的確に対応します。

3 安心して子育てできる生活環境の整備

多くの親が子育てに不安や負担を感じています。その不安や負担を軽減するため、子育てに適した住居環境、安全・安心なまちづくり、仕事と子育ての両立支援等を推進し、安心して子育てできる生活環境を整備します。

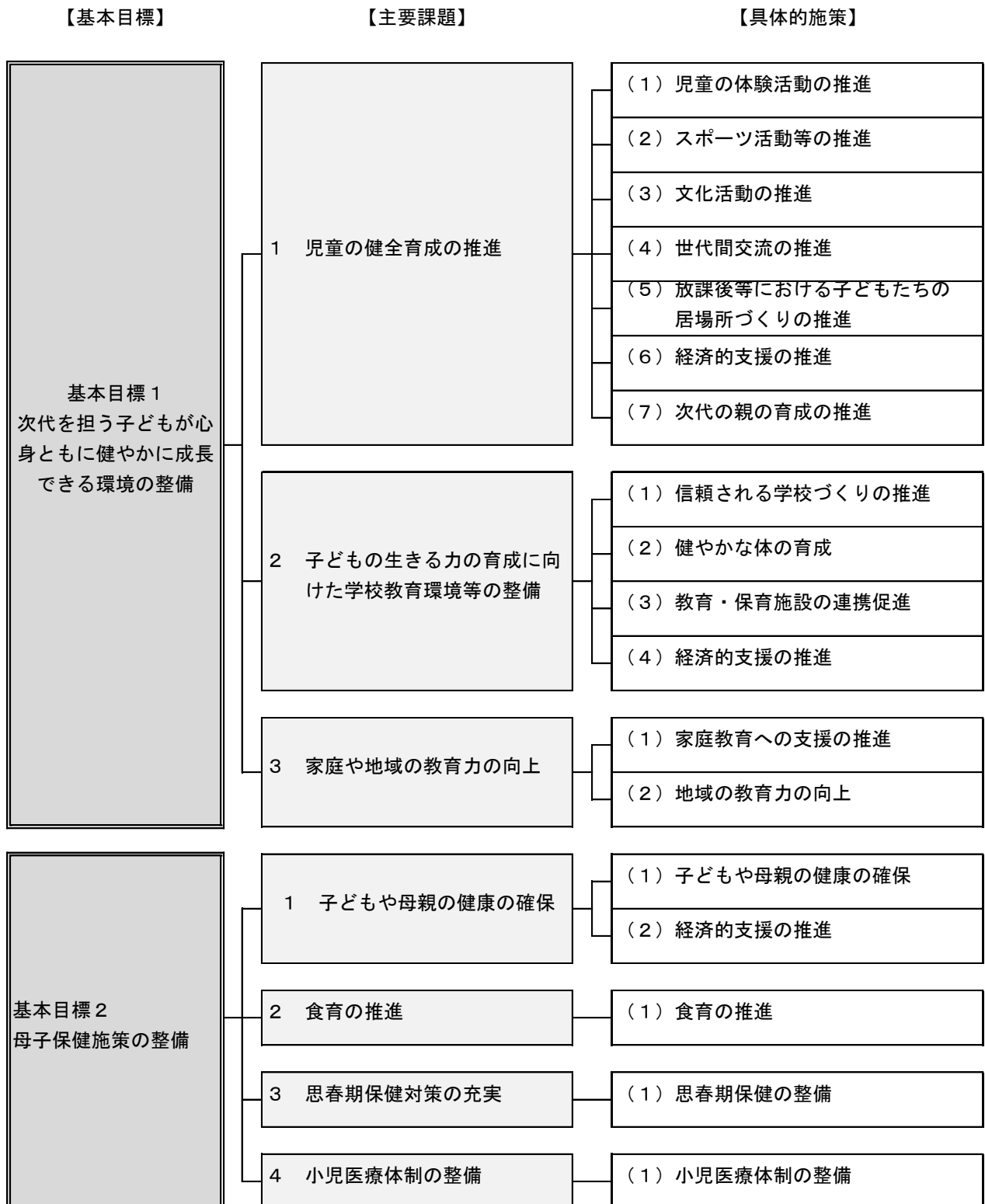
4 要保護児童・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

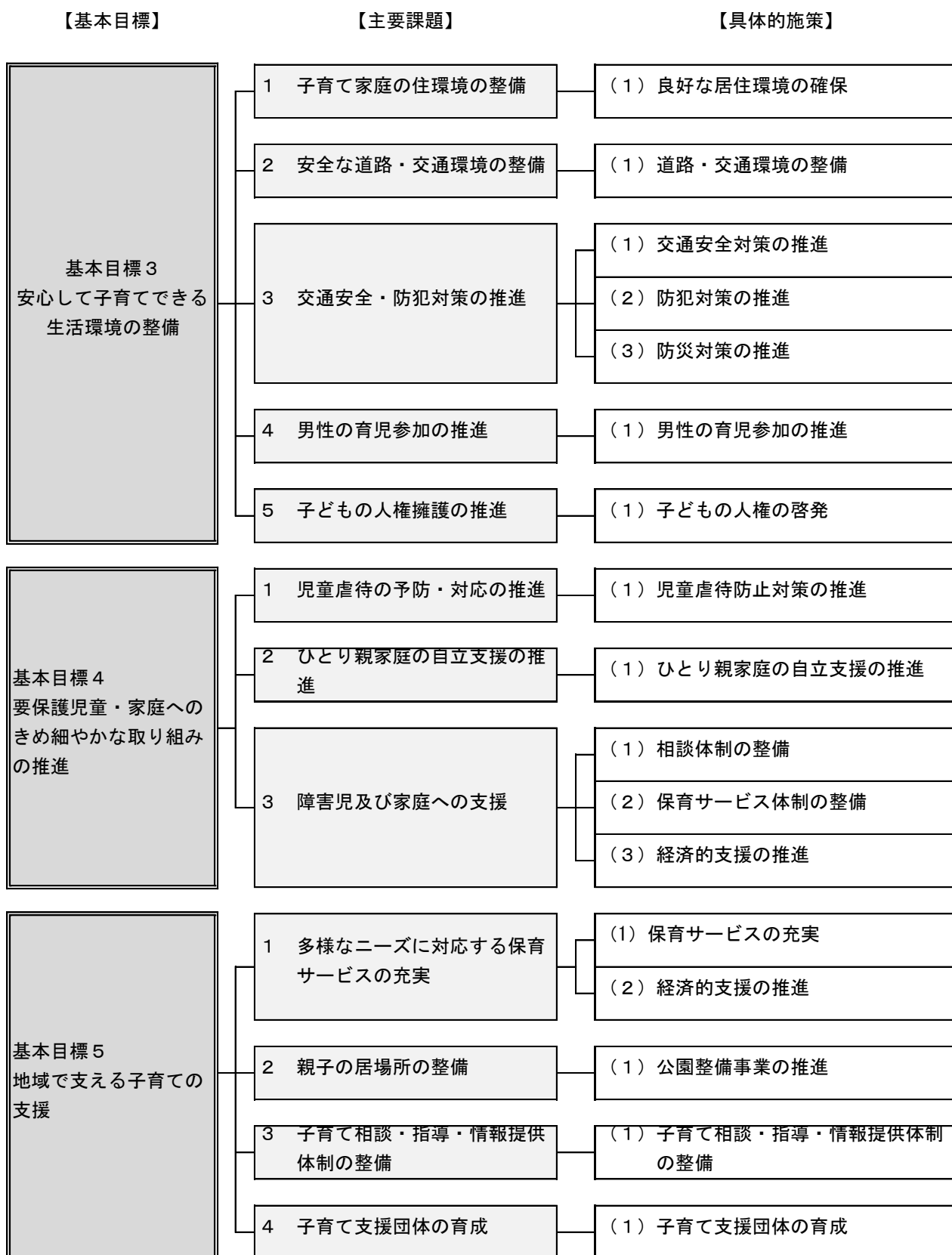
ひとり親家庭の自立や障害児及びその家庭への支援等援護を必要とする子どもや家庭のための施策を推進するとともに、社会問題となっている児童虐待の防止・対策に地域全体で取り組みます。

5 地域で支える子育ての支援

すべての子どもと子育て家庭のために、社会資源を有効活用し、さまざまな子育て支援を行います。

第4節 施策体系





第5節 子ども・子育て支援新制度の概要

1 全体像

子育て世代の長時間勤務や女性の就業の増加などにより、保育の必要定員の確保とともに、延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化するニーズへの対応が課題となっています。

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

今後は、この新制度のもと、市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいくこととなります。

■新制度における給付・事業の体系

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	▷施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ▷地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健診 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	現金給付	

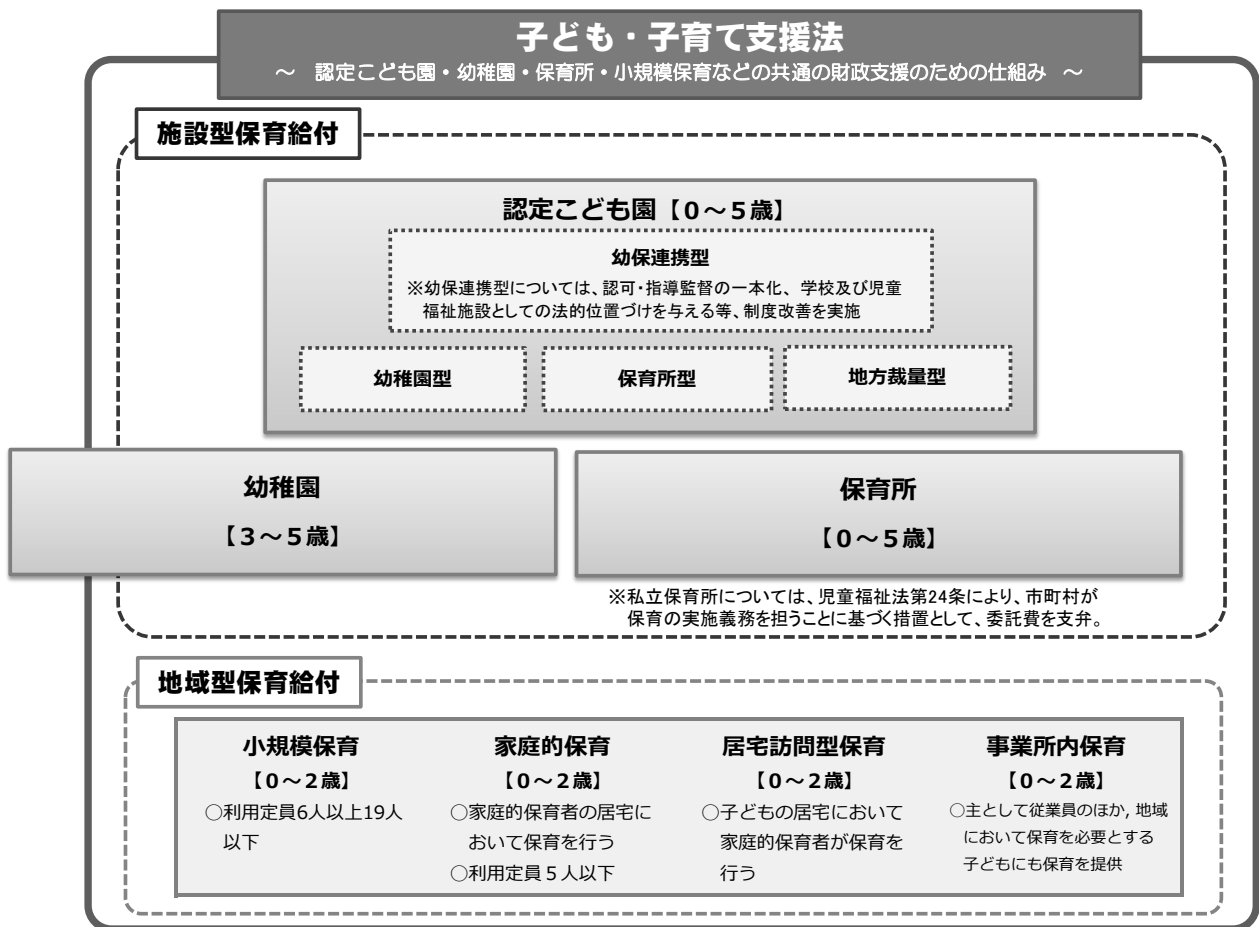
2 新制度における給付制度

新制度では、「3歳以上のすべての子どもへの学校教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」について、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入します。

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることによって、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。

新たな子ども・子育て支援制度のもと、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

■ 給付の対象となる施設・事業



3 給付と認定

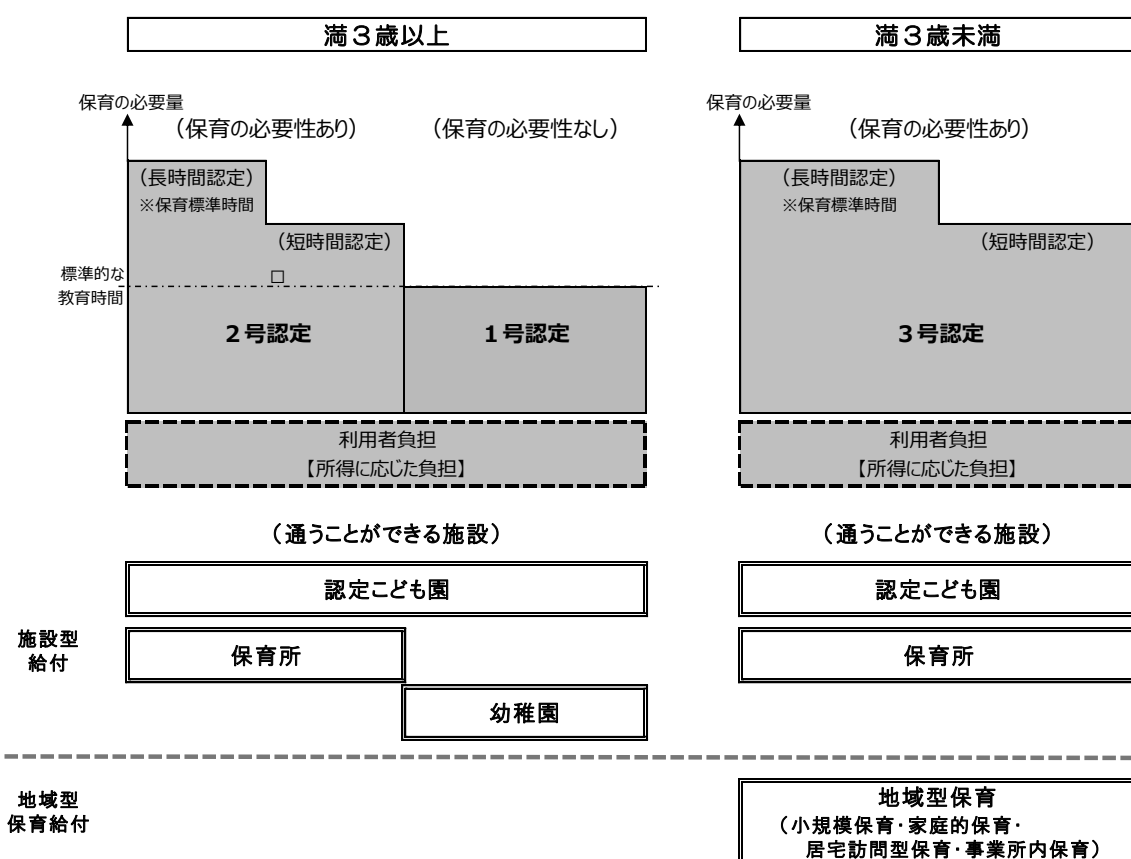
利用にあたっては、保護者が市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

市町村が定める客観的な基準（「事由」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。

■ 申請と認定の種類

- ①保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- ②保育の必要性から支給認定基準を認定。
 - 【1号認定】：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）
 - 【2号認定】：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）
 - 【3号認定】：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）
- ③2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間認定）」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

■ 認定と利用の関係



4 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。

■ 塩谷町の教育・保育提供区域

教育・保育	区域設定
1号認定	町全域
2号認定	町全域
3号認定	町全域
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	町全域
地域子育て支援拠点事業	町全域
妊婦健康診査	町全域
乳児家庭全戸訪問事業	町全域
養育支援訪問事業	町全域
子育て短期支援事業	町全域
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町全域
一時預かり事業	町全域
時間外保育事業（延長保育）	町全域
病児保育事業	町全域
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町全域
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	町全域

第4章 事業量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 1号認定・2号認定(3-5歳)

年度	平成 26 (実績)	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
児童数 (3-5 歳)	236	208	185	159	155	154
量の見込み (①)	213	209	203	198	191	187
1号認定	26	20	19	18	16	15
2号認定	187	185	180	176	171	168
教育ニーズ		5	5	5	5	5
その他		180	175	171	166	163
広域調整分 (委託)		4	4	4	4	4
確保方策 (②)		226	226	226	226	226
特定教育・保育施設 (1号認定)		30	30	30	30	30
特定教育・保育施設 (2号認定)		180	180	180	180	180
(確認を受けない幼稚園)						
認可外保育所						
広域調整分 (委託)		16	16	16	16	16
差 (②-①)		17	23	28	35	39

▶確保方策

3～5歳の1号認定・2号認定は、町内の特定教育・保育施設及び広域調整により必要な事業量は確保できる見通しとなっています。

2 3号認定(0歳)

年度	平成 26 (実績)	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
児童数 (0歳)	58	55	52	50	46	45
量の見込み (①)	15	20	20	20	18	18
広域調整 (委託)	4	0	0	0	0	0
0歳保育利用率	25.9%	36.4%	38.5%	40.0%	39.1%	40.0%
確保方策 (②)		23	23	23	23	23
特定教育・保育施設		20	20	20	20	20
特定地域型保育事業						
認可外保育施設						
広域調整 (委託)		3	3	3	3	3
差 (②-①)		3	3	3	5	5

▶ 確保方策

0歳児の3号認定は、町内の特定教育・保育施設及び広域調整により必要な事業量は確保できる見通しとなっています。

3 3号認定(1・2歳)

年度	平成 26 (実績)	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
※児童数 (1・2 歳)	105	109	111	106	101	93
量の見込み (①)	59	80	80	80	80	80
広域調整 (委託)	8	3	3	3	3	3
1・2 歳保育利用率	56.2%	73.4%	72.1%	75.5%	79.2%	86.0%
確保方策 (②)		85	85	85	85	85
特定教育・保育施設		80	80	80	80	80
特定地域型保育事業						
認可外保育施設						
広域調整 (委託)		5	5	5	5	5
差 (②-①)		2	2	2	2	2

▶ 確保の方策

1・2歳児の3号認定については、町内の特定教育・保育施設及び広域調整により必要な事業量は確保できる見通しとなっています。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■現状

本事業は新規事業であり、現行制度において該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

現在、地域子育て支援拠点事業を実施している認定こども園への委託等により、必要な事業量の確保を図ります。

実施場所の拡大については、計画期間中、利用動向や事業の担い手となる事業者の意向を踏まえながら検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現状

現在認定しおやこども園に地域子育て支援拠点を併設し、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■量の見込みと確保方策

これまで通り1か所の拠点での対応を継続するとともに、より利用しやすい提供体制の充実と質の向上を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3 人日	9 人日	11 人日	18 人日	20 人日
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■現状

保健福祉課において、保健師を中心とした実施体制により妊婦健診の機会を提供しています。

■量の見込みと確保方策

これまでの事業実績と将来推計児童数から事業量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	50 人	50 人	48 人	46 人	45 人
確保方策	50 人	50 人	48 人	46 人	45 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■現状

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■量の見込みと確保方策

町内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50 人	50 人	48 人	46 人	45 人
②確保方策	50 人	50 人	48 人	46 人	45 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■量の見込みと確保方策

対象年齢である0歳児から6歳児までの将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2人	2人	3人	3人	3人
②確保方策	2人	2人	3人	3人	3人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■現状

現在本町において子育て短期支援事業は未実施となっています。

■量の見込みと確保方策

利用希望がある場合は、栃木県の児童相談所等と連携を取り、適切な対応に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(7)子育て援助活動支援事業(就学児対象)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■現状

■量の見込みと確保方策

本計画策定のためのニーズとしては算出されていませんが、事業の周知を図るとともに必要な時に必要な支援を提供できる体制を整備します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(8)一時預かり事業

①幼稚園在園児対象の一時預かり(預かり保育)

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

■現状

■量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	20 人日	24 人日	24 人日	29 人日	29 人日
1号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
2号認定による利用	20 人日	24 人日	24 人日	29 人日	29 人日
②確保方策	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
②－①	10 人日	6 人日	6 人日	1 人日	1 人日

②「①」以外の一時的預かり

- 一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- 子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

■現状

現在、おおみや保育園において、一時預かり事業を実施しています。

■量の見込みと確保方策

現状の提供体制で必要な事業量は確保できる見通しとなっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	128 人日	122 人日	123 人日	118 人日	118 人日
②確保方策	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①	72 人日	78 人日	77 人日	82 人日	82 人日

(9)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現状

本町では、町内3か所において、保護者が昼間家庭にいない等の小学校児童（小学1～4年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。現状では、利用条件を満たす希望家庭の児童がすべて利用できる状況となっています。

■量の見込みと確保方策

本事業の対象児童の学年は小学6年生までに拡大されましたが、児童数の減少によって全体のニーズ量は減少することが見込まれます。

本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き3か所のクラブにより、必要な事業量の確保を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	110 人	106 人	104 人	101 人	100 人
②確保方策	120 人	130 人	130 人	130 人	130 人
②－①	10 人	24 人	26 人	29 人	30 人

(10)時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■現状

現在、おおみや保育園において、事業を実施しています。

■量の見込みと確保方策

引き続き時間外保育事業の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	16 人	18 人	22 人	24 人	28 人
②確保方策	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
②－①	14 人	12 人	8 人	6 人	2 人

(11)病児保育事業・子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

- 病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- 病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- 病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業です。
- 病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

■現状

本町では病児保育事業は未実施となっており、宇都宮済生会病院において対応しています。

■量の見込みと確保方策

引き続き、宇都宮済生会病院において事業量の確保を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日
②確保方策	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日
病児保育事業 (広域調整分・宇都宮済生会病院)	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■現状

本事業は子ども・子育て支援新制度における新規事業であり、現行制度において該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■現状

本事業は子ども・子育て支援新制度における新規事業であり、現行制度において該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■現状

■量の見込みと確保方策

個々の状況に応じた適切な支援策の検討を実施していくとともに、支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関の連携のもと、適切な支援が継続されるよう努めます。

第5章 塩谷っ子・子育て支援施策の展開

第1節 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備

1 児童の健全育成の推進

少子化や生活様式、意識の変化等により、子ども同士や地域の人たちとのふれあい、自然・文化等とのふれあいが少なくなり、自らの体験を通して学び、成長する機会が少なくなっています。

様々な体験学習やスポーツ、文化・芸術活動等を通して、子どもの豊かな人間性や自立心を育むことが求められています。

(1)児童の体験活動の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 地域子ども活性化事業（ウィークエンド・サークル事業）	学校週5日制の休業土曜日を活用し、異年齢集団による子ども同士や親子との交流や、さまざまな体験を通して、子どもたちの健全育成を図ります。 地域のボランティア（実行委員）やJLCの協力を得ながら実施しています。	継続	生涯学習課
2 塩谷・女川ジュニアリーダー交流初級研修会	東日本大震災以後中断してしまった「トムソーヤ'sキャンプ」に代わり、塩谷町と宮城県女川町のジュニアリーダー交流研修として開催します。両町のジュニアリーダーが交流を深めることで、それぞれのジュニアリーダーの豊かな心を育てるとともに、自主性と社会性を醸成し、青少年育成の活性化やリーダー育成を目的とします。	継続	生涯学習課
3 子ども向け学びの講座の開催（しおやサマースクール）	子どもや親子を対象にした講座を開催し、子どもたちの学習への興味・関心を高め、学びの意欲を高めます。平成21年度は環境、科学についての講座を開催しました。	継続	生涯学習課
4 こどもまつり	町子ども会連合会が主催し、町内の子どもが一堂に介し、楽しい時間を過ごしなが、交流や親子のふれあいを図り、青少年の健全育成を図ります。	継続	生涯学習課
5 活動用具の貸出	塩谷町生涯学習センターで管理する飯盒などを貸し出し、野外の調理活動に親しんだり、団体生活等をしたることにより、青少年の健全な育成を図ります。	継続	生涯学習課

(2) スポーツ活動等の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 スポーツ少年団	スポーツを通じて、児童生徒の心身の鍛錬のために、町内小・中学校のスポーツ少年団及び地域のスポーツ少年団を育成支援します。	継続	生涯学習課
2 総合型地域スポーツクラブ	町民のスポーツ振興を図るためクラブの運営を支援しています。 現在、器械体操、卓球、少年サッカー、ユニカール等13種目の教室があり、340名のクラブ員が所属しています。	継続	生涯学習課
3 指導者養成事業	少年スポーツ活動指導者の参加を求め講演会等を開催し、理論指導を通して指導者としての資質の向上とともに、塩谷町におけるスポーツ活動の一層の振興と定着化を図ります。	継続	生涯学習課
4 各種大会	マラソン大会、駅伝大会、なわとび大会や町民体育祭等を開催し、種目を楽しんだり競技力の向上を実感したりしながら、地域の方々とのふれあいを通じて、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	継続	生涯学習課
5 優良団体への補助及び優秀選手の表彰	各種大会において、顕著な活躍のみられた個人・団体へ補助や表彰をすることで町内スポーツの拡充を図ります。	継続	生涯学習課
6 年間行事への参加	地域のさまざまな行事や活動へ親子の参加を呼びかけ、親子と地域とのふれあいや、季節を感じたり地域の歴史文化にふれ、人間関係の形式や豊かな心の育成を図ります。	継続	保育園 認定こども園 子育て支援センター

(3)文化活動の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 文化芸術振興事業	音楽や演劇等の鑑賞の機会を提供し、日常生活の中でゆとりや潤い、また感動を感じられるようにすることで、文化芸術の振興を図ります。	継続	生涯学習課
2 学校における芸術文化鑑賞事業	文化庁や栃木県教育委員会等と連携し、「学校の芸術家派遣」事業や伝統芸能の出前公演を、町教育委員会がバックアップし、町内各小中学校で児童・生徒が本物の芸術・文化に触れることで、感性を磨き、心豊かな子どもの育成を図ります。 巡回演劇、巡回伝統芸能（舞踊）、本物の舞台芸術体験、学校への芸術家派遣事業、学校訪問演奏会があり、計画的に町内各教育機関に派遣していきます。	継続	生涯学習課
3 移動博物館	栃木県立博物館による出前講座や移動博物館を積極的に奨励し、学校における歴史、芸術等の学習を促進します。	継続	生涯学習課
4 生涯学習フェスティバルの開催	さまざまな体験活動や活動成果を発表する機会を提供することで、町民の生涯学習の振興を図ります。	継続	生涯学習課
5 地域文化・ふれあい事業	人形劇やコンサート等を開催し、親子で芸術に親しむことにより芸術への関心を高め、豊かな心の育成を図ります。また、一人でも多くの参加を図るため情報の提供に努めます。	継続	子育て支援センター

(4)世代間交流の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 世代間交流	世代を超えてふれ合う・遊ぶ・集う・学ぶことにより、やさしさや思いやり等、豊かな心を育むため、塩谷町の環境を生かし地域での子どもの育ちに積極的に関わるきっかけづくりを行うとともに、社会全体で子育てを応援する体験活動を通し、社会性、協調性、積極性、創造性、といった分野の育成を図るために世代間交流を行い、将来にわたり生きる力を育てていきます。	継続	保育園 認定こども園

(5)放課後等における子どもたちの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室等を利用し、地域の指導者がボランティアとして参加し、子どもたちがスポーツ・文化活動・地域との交流活動を実施する。現在町では実施していないが、今後放課後児童クラブとの連携をめざし、地域住民をボランティアとして遊びの提供や道具の貸出などを実施していきたいと考えています。	検討	生涯学習課

(6)経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 児童手当の支給	児童を養育している方に手当てを支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。	継続	保健福祉課

(7)次代の親の育成の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 結婚活動事業	次世代を担う独身男女に出会いの場を提供し、誕生した新たなカップルが結婚し、定住することにより、人口減少に歯止めをかけ、活発な地域交流と子どもの姿が見える町づくりを図ります。	継続	企画調整課 産業振興課 生涯学習課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学力の低下とともに、子どもたちの豊かな人間性や自立する心等が希薄になっています。

そこで、学校教育環境等を整備し、個性を尊重し、成長の段階にあった次代を担う子どもの生きる力の育成を図ることが求められています。

(1)信頼される学校づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 外国語指導助手委託事業	外国語指導助手(ALT)を小、中学校に派遣し、英語教育・国際理解教育の推進を図ります。	継続	学校教育課
2 地域教育力活性化事業（学校支援地域本部事業）	学校支援のボランティアをバンク化し、学校への派遣を通して、子どもの教育活動の充実を図るとともに、開かれた学校づくりへの支援を行います。	継続	生涯学習課
3 国際交流事業	国外へ中学生を派遣し、地元の子どもたちとの交流及びホームステイを行い、国際感覚豊かな児童生徒の育成と国際交流を推進します。	継続	学校教育課
4 林間学校、海浜学校事業	町内小学校の4年生を対象に那須山ふれあい学習、5年生を対象に海浜ふれあい学習を実施し、集団宿泊体験や自然体験を通して児童生徒の健全育成を図ります。	継続	学校教育課
5 PTA 支援事業（塩谷町連絡協議会）	町内各PTAの連絡を密にし、会員の研修や教育の振興を図るとともに、会員相互の親睦を深めるため、助成等の支援を行います。	継続	生涯学習課
6 教育振興事業	町内の中学2年生を対象に「マイ・チャレンジ推進事業」を実施します。連続5日間の社会体験により、子どもたちとともに生きる心や感謝の心の育成、主体的な自己のあり方生き方をみつめさせる契機の提供、人間関係をつくる力の伸長等を図ります。	継続	学校教育課

(2) 健やかな体の育成

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 学校保健事業	学校保健安全法で定められた項目に加え、小学5年生、中学2年生を対象に小児生活習慣病健診の実施、小学5年生、中学1、2、3年生を対象に貧血検査の実施、中学1、3年生を対象に骨密度検査を実施することにより、児童生徒の疾病の予防措置を図るとともに、適切な健康状態の管理を推進します。	継続	学校教育課

(3) 教育・保育施設の連携促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 認定こども園・保育園・小学校の連携	町内の認定こども園、保育園、小学校の教職員を対象に、公開保育や公開事業・講演会を行い、相互の理解や連携を深め、児童生徒の健全育成を目指します。	継続	認定こども園 保育園 学校教育課
2 認定こども園・保育園・小学校教職員相互職場体験事業	町内の認定こども園、保育所園、小学校の保育士や教職員を対象に、相互職場体験事業を行い、相互の理解や連携を深め、児童生徒の健全育成を目指します。	継続	認定こども園 保育園 学校教育課

(4) 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 奨学金貸与事業	高校・短大・専修・専門学校・大学・大学院の学生に対して、条例に基づき学費の一部を貸与することにより、教育における経済的負担の軽減を図ります。	継続	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、今の若い親たちは、子育てや家庭教育を家族や親族、地域の人たちから学んだり支えられたりする経験が少なくなっています。そのため、教育の基本となる家庭の教育力が低下し、また、地域の間関係が希薄になる中で地域の教育力も低下しています。

保護者が自覚を持って家庭教育を行うように支援するとともに、“地域の宝”である子どもたちを地域が協力して育てていくために、地域の教育力の向上が求められています。

(1) 家庭教育への支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 家庭教育学級	家庭教育の充実を図り、人間性豊かな子どもを育てるため、「幼稚園、保育所、小中学校における家庭教育学級と企業の協力を得ながら町全体による家庭教育学級を開催し、親子のふれあいや家庭のあり方を学ぶ等の充実を図ります。	継続	生涯学習課
2 家庭教育オピニオンリーダーへの支援	家庭教育オピニオンリーダーへの支援を行い、幼保小研修会や就学児検診時の親学習プログラム展開を推進することで家庭教育の充実を図ります。	継続	生涯学習課
3 ブックスタート	生後10か月の乳児健診時に、読み聞かせを体験しながら本を手渡し、本を通して子どもとのふれあいの重要性を認識してもらい、温かみのある家庭の構築を支援します。	継続	生涯学習課
4 おはなし会	町内外の親子を対象に子育てボランティアによる「おはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせを通して、子どもたちの自立心や豊かな心を育てるとともに、地域のママさんの交流を深めます。	継続	保育園 幼稚園 子育て支援センター 町図書館

(2)地域の教育力の向上

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 しおやのこどもを育てる フォーラム	塩谷町の将来を担う子どもたちの思いやりの心や豊かな心を育てるとともに、地域みんなで子どもを育てることの重要性を訴え、「地域として、大人として、子どもたちとどう関わるか」を考え、その実践に向けた具体策を話し合うために、保護者や教育関係者を対象に、講話や発表会等を実施します。	継続	生涯学習課
2 生涯学習ボランティア の育成	生涯学習ボランティアバンク(ゆりぴーバンク)を整備し、町民や学校等のグループの生涯学習活動の支援を行うとともに、生涯学習ボランティアの募集や育成・支援を行うことにより、地域社会の発展に寄与することが出来る人材や団体の育成に努めます。	継続	生涯学習課
3 子ども会連合会支援	町内子ども会育成会相互の連携を図るとともに、活動に対する助成等を行い、子ども会が健全な活動が出来るように支援します。	継続	生涯学習課
4 ジュニアリーダーズ活動	子どもたちの健やかな健全を願って、各種子ども活動での支援活動を行っている塩谷町ジュニアリーダーズクラブ(塩谷町JLC)への支援を行います。	継続	生涯学習課

第2節 母子保健施策の整備

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠や出産、子育ては、母親の肉体的・精神的負担が大きく、また、実態調査によると子どもの病気や発育・発達に対して多くの保護者が不安を持っています。

子どもが健やかに生まれ成長していくためには、健康について必要な知識の習得や健診による疾病等の早期発見、不安感や孤独感を軽減する相談・指導等、母子保健の整備が求められています。

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 妊娠届受理、母子健康手帳交付	妊娠届受理の際、併せて母子健康手帳を交付します。妊婦に対し必要な保健指導・相談や健康診査を行い、主体的に妊娠や出産に取り組むよう妊娠・出産・育児について母子健康手帳に記載することを指導します。	継続	保健福祉課
2 妊婦一般健康診査	妊娠中に14回の健康診査の費用(定額)を給付し、胎児や妊娠の異常を早期に発見し、適切な治療や指導等を行うことにより、安心して出産できるように支援します。	継続	保健福祉課
3 乳幼児健診事業	乳児(3・4・10か月)、幼児(1歳6か月・3歳6か月)を対象に健康診査を行い、乳幼児の発育・発達状況を確認し、乳幼児が健やかに成長することを支援するとともに、相談や指導を行うことにより、親の育児不安の軽減を図ります。	継続	保健福祉課
4 のびのび発達相談	年中児を対象に、保育士、臨床心理士、保健師、学校関係者等によって観察と支援が行われています。発達障害等の早期発見と療育への支援を行い、就学へのスムーズな移行を図ります。	継続	保健福祉課
5 乳幼児健診精密検査	乳幼児健診等で精密検査が必要とされた事例に対し、初診料及び初回の医療費を給付し、乳幼児の健康の保持を支援します。	継続	保健福祉課
6 就学児健康診断	入学予定児童を対象に、学校保健安全法に基づいて健康診断を実施します。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
7 予防接種事業	予防接種法に基づき、ポリオ、BCG、三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎等の予防接種を行い、子どもの健康を守るとともに、伝染の恐れのある疾病の発生・まん延を予防します。	継続	保健福祉課
8 乳幼児相談	6か月・12か月・2歳児を対象に栄養発達・歯科保健等を視野に入れた個別相談を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。	継続	保健福祉課
9 育児相談会	継続相談を必要としている方への対応を主として実施し、子どもの健やかな成長と親の不安感や負担感の軽減を図ります。	継続	保健福祉課
10 新生児・産婦家庭訪問	原則として、全ての新生児・産婦の家庭を、保健師等が訪問し、妊婦や乳児の健康、発育等についての相談・助言を行い、妊娠や育児についての不安の解消や子どもの健やかな成長を支援します。	継続	保健福祉課
11 乳幼児家庭訪問	健診等において、事後指導が必要と認められた乳幼児の家庭を訪問し、子どもの成長や育児についての相談や助言を行い、子どもが元気に育つように支援します。	継続	保健福祉課
12 訪問指導	学校等との連携により、児童虐待や思春期の問題があるケースに対して必要に応じて訪問し、本人及びその家庭の支援をします。	継続	保健福祉課

(2)経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 妊産婦医療費助成	妊産婦が病院に支払った医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し母子保健の向上を図ります。	継続	保健福祉課
2 こども医療費助成事業	高校生までの医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し乳幼児・児童保健の向上を図ります。	継続	保健福祉課

2 食育の推進

食は健康を維持し、健やかな成長をするための大切な要素であるとともに、人間性の形成や家族関係づくりの基本です。食に対する正しい知識やマナーの習得、楽しい食事をする習慣やおいしいものをおいしいと感じる力を養うために食育の推進が必要とされています。

(1)食育の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 食育の相談指導	食育の推進を図るため、在宅栄養士等の協力を得て、子育て家庭での栄養や正しい食事・食生活についての相談指導や講話を行うことを検討します。	継続	子育て支援センター
2 食育の推進	保育参観、家庭教育学級、給食等を通して、食に関心を持たせ、食の大切さや食べる喜びを体験させることにより、心身の健全育成を図ります。また、小中学校においても給食主任を中心として栄養教諭と協力して、正しい食に関する指導を行い、児童生徒に「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせます。	継続	保育園 認定こども園 学校教育課 生涯学習課 産業振興課

3 思春期保健対策の充実

次代を担う子どもが健やかに成長するためには、健康診査や指導啓発等を行い、自らの健康や性に対する正しい知識の習得や健康管理を支援するとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止を図ることが求められています。

(1)思春期保健の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 小中学校健康教育	生活習慣病をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用、性に関する問題など様々な課題について、各学校において、発達段階に応じた適切な健康教育を実施することにより、健康に関する知識の浸透を図ります。	継続	学校教育課
2 スクールカウンセラーの配置	中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者を対象とした教育相談、教職員に指導方法等の助言をします。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
3 喫煙対策	校医からの指導及び提供された資料をもとに各学校で、喫煙の健康に対する悪影響等を教育し、児童生徒の喫煙防止を図ります。	継続	学校教育課

4 小児医療体制の整備

実態調査をみると、多くの保護者が「子どもの健康や発育・発達」に不安感を持ち、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」を望んでいます。

保護者の不安感を解消し、安心して子育てするためには小児医療体制の整備が求められています。

(1)小児医療体制の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 救急医療整備事業	休日当番医制度を実施し、休日夜間こども診療室を運営し、緊急時の医療の確保に努め、安心して子育てできるよう、医療体制の整備を図ります。	継続	保健福祉課

第3節 安心して子育てできる生活環境の整備

1 子育て家庭の住環境の整備

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てをするためには、安全でゆとりがあり、子育てに適した住環境の整備が求められています。

(1) 良好な居住環境の確保

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 公営住宅等整備・既設公営住宅改善事業	老朽化した公営住宅の建替えや既存住宅の改修等に当たり、入居者に快適な居住空間と妊婦・子ども等の安全等にも配慮することにより、子育てにも適した住宅の供給を図ります。	継続	建設水道課
2 花いっぱいコンクール	子供会育成会やその他の団体が、各地区で行っている花いっぱい運動をコンクールとして審査することにより、子どもたちや町民の地域環境美化意識の高揚を図ります。	継続	住民課

2 安全な道路・交通環境の整備

子どもの関わる交通事故も多く、また、安心して親子が外出する環境はまだ十分に整備されているとは言えません。

歩道の整備やバリアフリー化、交通安全設備の整備等、交通安全対策の整備・拡充が求められています。

(1) 道路・交通環境の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 道路・交通安全施設等の整備や維持管理	町道の安全性を確保するため、道路整備を行います。 交通安全を図るため、道路標識・カーブミラー・ガードレール等の設置や維持管理を行い、子どもたちの交通事故防止に努めます。	継続	総務課 建設水道課

3 交通安全・防犯対策の推進

子どもの交通事故や子どもに対する凶悪な犯罪が多発し、親たちの不安が増大しています。

子どもを交通事故や犯罪から守るためには、関係機関や地域の大人たちが連携して対策を講じるとともに、子ども自身が自らの身を守ることが出来るような力を身につけることが求められています。

(1)交通安全対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 交通安全教室 (学校)	警察や交通安全協会の協力により、各校で交通安全教室を開催し、また、小学校では交通安全子ども自転車大会に出場し、交通安全教育の推進を図ります。	継続	学校教育課
2 交通安全教室 (保育園・こども園)	年間を通した交通安全教室及び県マロニエ号による交通指導を受け、「どうして交通ルールを守らなければいけないか」、「自分の身を守るためにはどうしたらよいか」の意識付けを図るとともに、命の大切さを学びます。	継続	保育園 認定こども園
3 ヘルメット補助事業	新小学3年生、新中学1年生を対象に、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を助成するほか、中学生には反射タスキを無償配布しています。	継続	学校教育課
4 交通安全母の会事業	春、秋の交通安全町民総ぐるみ運動における交通安全思想の普及及び啓発活動を行います。	継続	総務課
5 交通安全対策及び啓発	幼稚園、小学校、中学校の児童生徒に交通安全の物品を支給するとともに、交通安全の啓発と安全対策を推進します。	継続	総務課
6 交通教育指導員の配置	保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒及び婦人会、老人会等の団体を対象に交通安全教育を実施し、幼い時から交通安全思想を醸成します。	継続	総務課
7 チャイルドシートの補助	6歳未満の子どもを養育し、チャイルドシートを購入した保護者に、購入費の一部を助成します。	継続	総務課
8 通学路の安全確保	警察、道路管理者、学校、町関係者、教育委員会で組織する通学路安全推進会議を開催することにより、通学路の危険個所の情報を共有し、危険個所の解消に向けて交通安全対策事業を推進します。	継続	総務課 建設水道課 学校教育課

(2)防犯対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 防犯教室の開催	警察の協力により、各校で不審者対応等についての防犯教室を実施するとともに、防犯マップを作成し、生徒自らが犯罪から身を守る力の育成を図ります。また、学校によっては防犯パトロール隊を編成しています。	継続	学校教育課
2 幼児対象誘拐防止巡回指導負担金	栃木県防犯協会が行う誘拐防止巡回活動に負担金を拠出し、幼児の誘拐防止を図ります。	継続	総務課
3 子ども 110 番の家推進事業	児童の登下校時における安全確保のため、誘拐事件や声かけ事案等を未然に防止し、避難先として地域の協力を得て実施します。	継続	学校教育課
4 防犯灯の設置管理	防犯灯の設置や修繕等の維持管理、電気料の助成等を行い、地域の治安向上及び交通安全に努めます。	継続	総務課
5 防犯ブザー貸与事業	小中学校の児童生徒に対し、不審者に対する対応のため、全員に防犯ブザーを貸与します。	継続	総務課 学校教育課
6 スクールガードリーダーの配置	児童生徒の通学時における防犯対策として、スクールガードリーダーの町内巡回を実施し、事件、事故の発生を未然に防止します。	継続	学校教育課

(3)防災対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 災害避難訓練 (学校)	各学校で定期的に避難訓練を実施し、災害から身を守る習慣を身につけます。	継続	学校教育課
2 災害避難訓練 (保育園・こども園)	月1度の訓練、年2回の塩谷広域行政組合による指導を受け、また、資料の提示や情報交換を行い、災害から子どもの身を守る習慣の習得に努めます。	継続	保育園 認定こども園
3 光化学スモッグ予報	光化学スモッグの状況を的確に把握し、警報等が発令された場合、学校、保育所、老人ホーム等へ直ちに連絡し、光化学スモッグによる被害を未然に防止します。	継続	住民課

4 男性の育児参加の推進

若い父親は育児に参加する人が増えていますが、まだ、育児は女性の仕事という考えが残っており女性が育児の大半を担っています。

男性も育児に関する知識を習得し、積極的に育児に参加するよう啓発活動や教育の提供が求められています。

(1)男性の育児参加の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 男性の育児参加の推進	関係部署と連携し、あらゆる機会を通して男性の育児参加の啓発活動を推進し、父親はもとより、町民の理解の促進を図ります。	継続	保健福祉課 生涯学習課 学校教育課 保育園 認定こども園
2 女性リーダー育成事業	男女共同参画社会の実現のために、県や海外の研修への女性の派遣や女団連活動補助を行うとともに、「みんなの集い」を開催し、男女の共働のあり方を学ぶ機会を提供します。	継続	生涯学習課

5 子どもの人権擁護の推進

子どもへの犯罪や児童虐待、いじめ等が大きな社会的問題となっています。子どもの人権や権利についての啓発がより一層求められています。

(1)子どもの人権の啓発

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 人権啓発事業	人権についての講演会等を行い、町民の人権に対する意識の高揚を図っています。 今後、社会的に大きな問題となっている「児童虐待」等の講演会の開催や関係部署・機関との連携を検討し、子どもの人権についての啓発に努めます。	継続	保健福祉課
2 人権教育推進事業	人権問題に対する理解を深めるとともに、問題解決に向けての意欲を養うため、町民対象に啓発資料の配布や講演会の開催・栃木県人権フォーラムへの協力等を行い、子どもの人権についてより一層の啓発に努めます。	継続	生涯学習課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
3 人権擁護委員活動	人権擁護委員による人権講演会の開催や町内小中学校における啓発活動等を行います。	継続	住民課
4 人権擁護委員協議会	<p>基本的人権についての正しい知識と人権に関する意識の高揚を図るため、啓発活動を推進するとともに、人権の守られる住みやすいまちづくりを目指します。</p> <p>特に、子どもの人権に関する啓発活動及び問題への積極的な取り組みに努めます。</p>	継続	住民課

第4節 要保護児童・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

1 児童虐待の予防・対応の推進

児童虐待による痛ましい事件が多発し大きな社会問題になっていますが、各市町村が児童虐待の相談支援機関として重要な役割を果たしています。

要保護児童対策地域協議会及び関係機関との連携等により、児童虐待の未然防止策を早急に推進することが求められています。

(1) 児童虐待防止対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 児童虐待に対する相談窓口の充実	児童虐待の他、障害児や非行児童の相談等、子どもに関するあらゆる種類の相談業務を保健福祉課の相談窓口で実施しており、その充実に努めます。	継続	保健福祉課
2 児童虐待対策事業	児童虐待事例や予防対策の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を活用した、児童虐待を含め緊急性のある個別ケース等に迅速に対応します。	継続	保健福祉課
3 DV 対策と連携	児童虐待対策事業での組織を活用し、DV(ドメスティック・バイオレンス)についても相談支援体制を強化しています。	継続	保健福祉課
4 母子保健等との連携	乳幼児健診相談の際に、子どもの身体を見ること等で、児童虐待の未然防止・早期発見を図ります。	継続	保健福祉課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚等さまざまな理由により、母子・父子家庭等ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は、経済的、精神的に不安定になりがちで、生活や子育てにいろいろな不安を抱えている場合が多くなっており、生活の安定と健康の向上等のための相談や経済的支援が求められています。

(1)ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 ひとり親家庭福祉医療助成	ひとり親家庭が病院に支払った医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し、ひとり親家庭の健康の向上を図ります。	継続	保健福祉課
2 児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	保健福祉課
3 母子寡婦福祉資金貸付	配偶者のいない女性で現に児童を扶養している者及び、かつて、母子家庭の母であった者並びに両親のいない児童に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、所要の資金を貸し付けます。	継続	保健福祉課

3 障害児及び家庭への支援

障害のある子どもや家庭への支援は、「障害のあるなしに関らず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることが出来る社会の実現」というノーマライゼーションの理念にもとづいて行わなければなりません。

相談体制、保育環境、ホームヘルプサービス等の整備や経済的支援を行い、安定した生活を送れるよう支援するとともに、児童の福祉の増進を図ることが求められています。

(1)相談体制の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 身体障害者・知的障害者相談員の配置	身体障害・知的障害のある者の福祉の増進を図るため、2名ずつ県知事の委嘱により配置されています。	継続	保健福祉課

(2) 保育サービス体制の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 障害児保育事業	保育に欠ける障害児に、障害児担当保育士を配置し、健常な児童とともに保育所の集団生活の中で保育することにより児童の福祉増進を図ります。	継続	保健福祉課
2 障害児ホームヘルプサービス助成	自立支援による在宅支援メニューとして、申請に基づき給付し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	保健福祉課
3 障害児デイサービス助成	自立支援による通所支援メニューとして、申請に基づき給付し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	保健福祉課
4 障害児短期入所（ショートステイ）	保護者の病気等により、一時的に家庭で介護が受けられなくなった障害児が、短期入所サービスを利用することにより、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	保健福祉課

(3) 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 特別児童扶養手当	心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対し申請により給付し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	保健福祉課
2 要保護・準要保護児童生徒の就学支援	民生児童委員と協力し認定事務を行い、該当児童生徒の保護者に対し、学校で必要な経費の一部を支給し就学を支援します。	継続	学校教育課
3 特別支援教育児童生徒の就学支援	町内特別支援学級に入級している児童生徒の保護者に対し、学校で必要な経費の一部を支給し就学を支援します。	継続	学校教育課
4 日常生活用具給付等事業	申請により対象者に対し給付します。	継続	保健福祉課
5 福祉タクシー利用料金助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の障害児(者)に対し、利用券を1か月4枚交付し基本料金を助成することにより、障害児(者)の日常生活の利便を図ります。	継続	保健福祉課

第5節 地域で支える子育ての支援

1 多様なニーズに対応する保育サービスの充実

女性の仕事の有無、家族形態や生活スタイルの多様化等により、保育サービスに対するニーズが増大・多様化しています。また、アンケート調査によると子育てへの支援や対策として、「仕事と子育ての両立への支援」や「保育サービスの充実」が上位にあげられています。

子育てに関する不安感や負担感を軽減し、全ての子育て家庭が安心して子育てが出来るようにするためには、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

(1)保育サービスの充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 通常保育事業	現在、6か月児からの保育を行っていますが、入所児童数が定員に達していない状態が続いています。今後、働く女性の増加等により、保育に対するニーズは高くなると予想されており、保育内容の充実等を図り、定員の確保に努めます。	継続	保健福祉課
2 延長保育事業	現在、延長保育は1か所で実施しています。	継続	保健福祉課
3 障害児保育事業 (再掲)	保育に欠ける障害児に、障害児担当保育士を配置し、健常な児童とともに保育所の集団生活の中で保育することにより、児童の福祉増進を図ります。	継続	保健福祉課
4 放課後児童健全育成・学童保育館活動	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、児童の健全育成を図ります。	充実	保健福祉課
5 休日保育事業	現在、休日保育は実施していません。今後、女性の就労状況の多様化等により、休日保育の要望は高まると予想され、仕事と子育ての両立を支援するため、実施を検討していきます。	継続	保健福祉課
6 一時預かり事業	現在、一時預かりは1か所で実施しています。	継続	保健福祉課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
7 民間保育園特別保育助成	仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての不安感を軽減し、安心して子育てが出来るような環境整備を総合的に推進するために、延長保育、一時預かり、地域の子育て支援等を実施するための助成を行います。	検討	保健福祉課
8 障害児通園施設運営助成事業	障害児通園施設「たけのこ園」では、療育指導の対象となる児童とその母親を対象とした療育訓練、日常生活指導を行っています。その運営を助成し、心身障害児の心身の健康の向上や社会的適応性の育成を助長し、児童とその家庭の福祉の増進を図ります。	検討	保健福祉課

(2)経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 保育料助成事業	第3子以降の3歳未満児の保育料を全額免除し、同一世帯に2名以上入所する場合及びひとり親世帯で入所の場合にも、所得に応じて一定の減免を行い、保育にかかる費用の負担を軽減します。	継続	保健福祉課
2 幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得状況に応じて、幼稚園への就園費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図ります。	継続	学校教育課

2 親子の居場所の整備

町が管理する都市公園や児童公園を、安らぎ・憩いの場、交流の場、遊びや運動の場等として活用することや、地域資産を活用した身近な場所での居場所を整備し、親子で楽しめる場、子どもの遊びや交流等の場の提供が求められています。

(1)公園整備事業の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 都市公園等整備事業	公園・緑地等を整備し、親子や子どもたちの憩いの場やレクリエーション・遊び・交流・運動等の場を提供し、親子が安心して利用できるようにするとともに、心身の健全な育成を図ります。	継続	建設水道課 生涯学習課

3 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

子育てに悩む親が年々増加する一方、身近に相談できる人がいない・少ない人が増え、悩みや不安を抱えたまま子育てをしています。特に、いじめや不登校児童生徒の問題が深刻な状況となっています。

悩みや不安を軽減し安心して子育てをするために、相談・指導・情報提供等が求められています。

(1) 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 地域子育て支援拠点事業	地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナー等を行い、育児の援助を行います。	充実	保健福祉課
2 教育相談事業	学校教育課担当者が関係機関と連携し、就学相談・教育相談を行うほか、専門相談員等の配置により事業に充実を図ります。	充実	学校教育課
3 適応指導教室	矢板市の運営により、塩谷郡内の小中学生を対象に、教育指導相談員の指導のもと、不登校等についての教育相談・指導等を行い、児童生徒の自立と学校生活適応を図ります。	継続	学校教育課
4 育児相談	町内の保健師による育児についての相談・助言を行い、育児に悩む保護者の心理的負担の軽減を図ります。	継続	保健福祉課 子育て支援センター
5 こころのなやみ相談テレフォン	小中学生及びその保護者を対象として、電話で相談を受けて悩みの解消に努めます。	継続	学校教育課

4 子育て支援団体の育成

地域全体で子育て支援を行うためには、関係機関や地域住民と連携し、子育て支援団体の育成が求められています。

(1) 子育て支援団体の育成

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 各関連団体・機関との連携業務	本好きな子どもたちが増えるきっかけをつくるため、学校等で行っているボランティアやこれから活動を考えている方を養成するために、各種支援を行います。	継続	生涯学習課

第5章 塩谷っ子・子育て支援施策の展開

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
2 青少年問題協議会	青少年の健全育成を図るため、関係各組織・団体の代表者が集まり協議会を設置し、町内巡回や作文コンクール等を通して、子どもの健全な育成を図る環境を醸成します。	継続	生涯学習課
3 子育て登録制ボランティア活用	親の急病やリフレッシュ等のための一時預かりや時間外家庭保育等をお願いできる子育てボランティアネットワークをつくり、安心して子育てできる体制の整備を検討します。	検討	保育園 認定こども園
4 PTA 支援事業 (塩谷町連絡協議会) (再掲)	町内各 PTA の連絡を密にし、会員の研修や教育の振興を図るとともに、会員相互の親睦を深めるため、助成等の支援を行います。	継続	生涯学習課

第6章 計画の推進体制

第1節 推進体制の充実

1 庁内推進体制の構築

保健福祉課を中心に、関係所管課の協力体制を確立し、全庁的な取り組みを図ります。

2 関係団体・組織との連携

児童相談所、保健所、保育・教育関係機関、警察等との連携・協力関係をより一層強化し、多岐にわたる支援策を総合的に推進します。

3 民間、住民との連携

民間企業等との連携を強化し、就労環境の改善やその他施策の推進への協力関係を築きます。

また、子育てに関わる住民団体・組織及び一般住民と協働し、地域全体で、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を推進します。

4 国、県との連携

国、県との緊密な連携を図り、国や県の施策の導入等により、円滑な推進を図ります。

第2節 教育・保育の一体的提供と体制の確保

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する国の方針に基づき、地域の実情に応じて整備を検討することとします。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を検討する必要があります。

また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園としての整備意向を踏まえ、教育・保育の一体的な提供と体制の確保を図ります。

2 施設、事業者等との連携方策

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等の連携

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、施設、事業者等が連携・協力し、幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うとともに、利用者支援事業等による情報提供及び相談体制の充実を図ります。

(2) 認定こども園、保育所、小学校、放課後児童クラブ等の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなることから、公立・私立、認定こども園・保育所といった枠組みを越えた合同研修の実施など、質の高い教育・保育の提供に向けた取り組みを推進します。

資料編

塩谷町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 27 日条例第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条の規定により、塩谷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務（同項第 4 号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

(組織等)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

塩谷町子ども・子育て会議委員名簿

番号	職名	氏名	所属等
1	会長	植木 雅人	医師
2	副会長	吉成 東	栃木県青少年指導員
3	委員	君嶋 眞紀	塩谷町保育園保護者会連合会長 (おおみや保育園保護者会長)
4	〃	坂巻 崇	塩谷町 PTA 連絡協議会長 (船生小学校 PTA 会長)
5	〃	斎藤 剛	塩谷町子ども会連合会長
6	〃	見形 孝祐	塩谷町民生委員児童委員協議会長
7	〃	吉田 祐子	塩谷町主任児童委員代表
8	〃	酒井 喜代志	塩谷町小学校長会長 (塩谷町立玉生小学校長)
9	〃	高橋 国勝	おおみや保育園長
10	〃	斎藤 初美	認定しおやこども園長
11	〃	大島 幸子	船生保育園長
12	〃	手塚 健一	塩谷町学校教育課長
	事務局	柿沼 勝廣	塩谷町保健福祉課長
	〃	北条 美智子	塩谷町保健福祉課副主幹
	〃	斎藤 久美子	塩谷町保健福祉課主査
	〃	柿沼 澄子	塩谷町保健福祉課主任保健師

策定の経過

実施年月日	会議名・内容

塩谷町子ども・子育て支援事業計画

発行 平成 27 年 3 月

編集 塩谷町役場 保健福祉課

〒329-2292

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 741 番地

Tel 0287-45-1119